

蓮田市高齢者福祉計画2024・ 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

案

令和6年1月

蓮田市

(白地)

目 次

第1章	計画の策定に当たって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	国の動向	2
第2章	計画策定の基本事項	4
第1節	計画の位置づけと計画期間	4
第2節	計画策定の体制	5
第3節	計画の推進に向けて	6
第3章	高齢者を取り巻く状況	8
第1節	統計データでみる高齢者の状況	8
第2節	調査の概要	11
第3節	高齢者福祉の課題の整理	20
第4章	計画の基本的な考え方	22
第1節	基本理念と基本方針	22
第2節	基本目標と施策体系	23
第3節	日常生活圏域の設定	25
第5章	高齢者福祉計画	27
基本目標1	社会参加・生きがいづくり	27
施策1	就労支援・人材活用の推進	27
施策2	健康づくり・生きがい活動の推進	30
基本目標2	地域福祉・地域づくり	35
施策1	福祉教育の推進	35
施策2	生活支援の推進	36
施策3	高齢者の見守り・安全確保の推進	41
施策4	高齢者の権利擁護の推進	48
基本目標3	資源整備・環境づくり	50
施策1	ボランティア体制の整備	50
施策2	老人福祉施設の充実	51
施策3	外出支援の推進	53
施策4	福祉のまちづくりの推進	54

第6章	介護保険事業計画	56
第1節	介護保険事業の実績と見込み	56
第2節	地域支援事業の実績と見込み	65
第3節	第9期介護保険事業の見通し	80
第4節	介護保険制度の円滑な運営	89
資料編		96
1	蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会条例	96
2	蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿	98
3	策定経過	99
4	用語一覧	100

第 1 章 計画の策定に当たって

第 1 節 計画策定の背景

介護保険制度は平成 12 年に開始され、その後広く市民に普及し、制度に基づくサービスの利用も増加しています。

蓮田市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するための法定計画として、蓮田市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を第 8 期まで策定してきました。

その間、平成 24 年の介護保険法改正において、介護保険事業計画は、地域特性を踏まえながら、「地域包括ケアシステム」構築に向けた取組を包括的に推進する「地域包括ケア計画」として位置づけられました。これまでのような「支え手」「受け手」の関係を越え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが求められています。

さらに平成 27 年からは、地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として組み替えられ、市においても地域の多様な主体と協働・連携しながら、要支援者等の日常生活を支える体制づくりを進めてきました。

蓮田市の高齢者人口の割合は、令和 5 年 10 月 1 日時点で 19,615 人、高齢化率は 32.0%と、市民の約 3 人に 1 人が高齢者となっており、今後高齢者支援ニーズは多様化していくことが予想されます。また、令和 5 年 6 月には、参議院で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」が可決され、市区町村においても、認知症施策推進に向けた計画を策定することが努力義務化されています。今後策定される国の認知症施策推進基本計画や県の推進計画の内容を注視しつつ、策定を検討します。

本市では、令和 3 年度から 5 年度を計画期間とする「蓮田市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画（以下「第 8 期計画」という。）」により、高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくりなどを進めてきました。

今後も、国や県の動向を踏まえながら、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑で持続的な運営を図ることが求められます。市では、「高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり」の実現をめざし、令和 6 年度から令和 8 年度を計画期間とする「蓮田市高齢者福祉計画 2024・第 9 期介護保険事業計画」（以下「第 9 期計画」という。）を策定します。

第2節 国の動向

1 地域共生社会の実現

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。それをもとに、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を図る取組が進められています。

2 高齢社会対策大綱の改定

平成30年2月16日に閣議決定された新たな高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められたものです。

新たな大綱は、高齢化が一段と進む中、すべての世代が満ち足りた人生を送ることができる環境に向けて、意欲ある層の能力発揮を可能にする環境整備と支援が必要な層へのセーフティネットの整備の両面に配慮した内容となっています。

3 重層的支援体制整備事業の創設

令和2年の社会福祉法改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する事業の創設が提示されました。そして令和3年、新たに「重層的支援体制整備事業」が地域課題解決の手段に加わっています。

4 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）の成立

令和5年6月14日に参議院で「認知症基本法」が可決されました。この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することを目的としています。

5 計画策定に向けた基本指針の提示

市町村が介護保険事業計画を策定するにあたり、国は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」）」を定めています。

第9期計画の基本指針における主な見直しのポイントは次のとおりです。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

（3）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置づけと計画期間

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による市町村老人福祉計画であり、本市における高齢者福祉施策に関する基本的な事項を定める計画です。


また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定による市町村介護保険事業計画であり、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な事項を定める計画で、両計画を一体的に策定するものとされています。

また、第9期計画の一部を、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定める「介護給付適正化計画」として位置付けます。

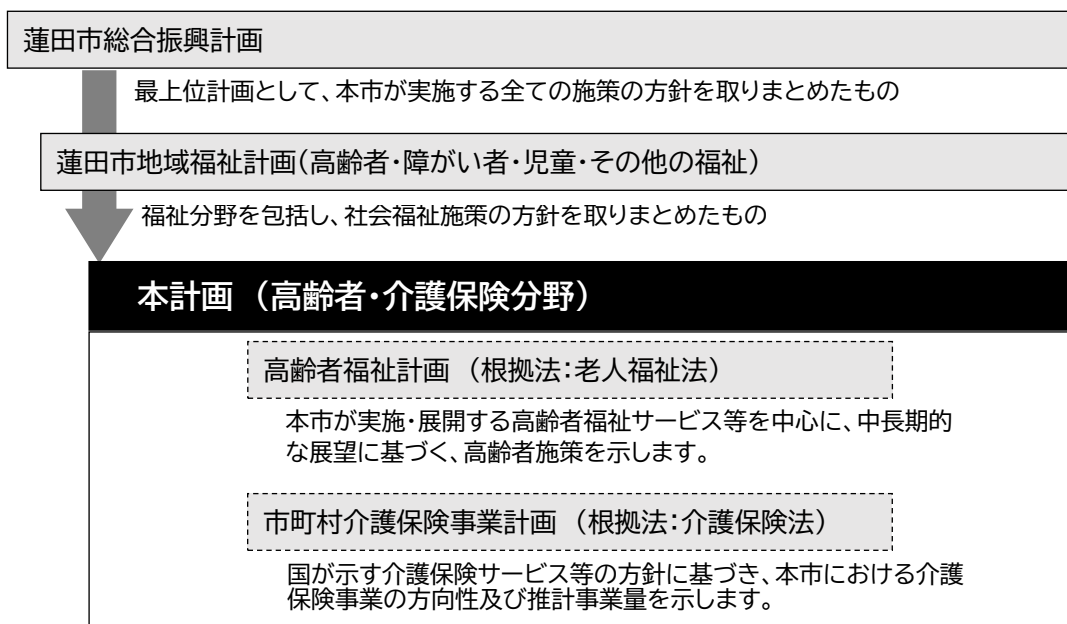
本計画は、高齢者福祉と介護保険事業に関する分野別計画の役割を担うもので、総合的なまちづくりの指針となる「蓮田市総合振興計画」を最上位計画とし、福祉分野を包括し、社会福祉施策の方針をとりまとめた「蓮田市地域福祉計画」を上位計画と位置付けるとともに、その他関連諸計画との整合を図ります。

■計画の期間

(年度)

令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
第8期計画					
		 見直し	第9期計画		

■他計画との関係図



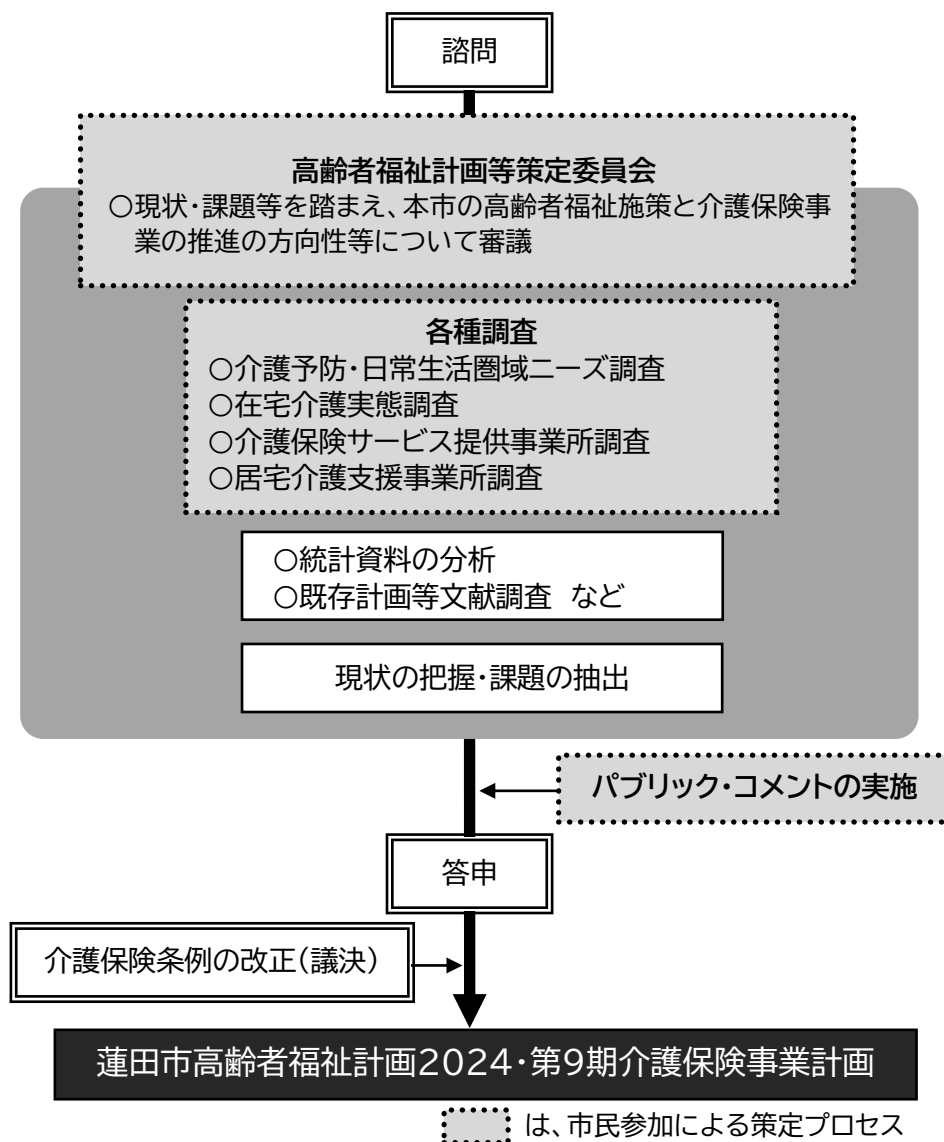
第2節 計画策定の体制

第9期計画の策定にあたっては、高齢者の日常の生活状況や健康状態、介護保険サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握するとともに、高齢者の意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、審議にあたっては、有識者、関係機関代表、市民公募委員等で構成する「高齢者福祉計画等策定委員会」において、内容の検討・審議を行いました。

さらに、広く市民意見等を求めることを目的に、パブリック・コメントを実施しています。

■計画策定の体制



第3節 計画の推進に向けて

1 推進体制の構築

① 庁内体制の強化

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、庁内全部門に対する計画の周知と関係部門との情報共有を進め、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護保険事業者や医療機関等との連携を強化します。

② 進行管理の実施

庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を各年度において行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図ります。

また、点検結果は年度ごとに「進行管理調書」として取りまとめ、「蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会」に報告し、施策・事業の改善や次期計画の策定に活かします。

③ 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援・重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。

また、財政的インセンティブと紐づく指標については、国・県への報告を行います。

2 市民への情報提供と計画への参画

① 市民への情報提供

市広報や市ホームページ、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険事業に係る情報提供を行います。また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口での対応やパンフレットを配布するほか、サービス情報を市ホームページ等に掲載し、利用者に周知します。

② 計画推進に向けた市民参画

地域の様々な会議体や交流機会を通じて、地域課題を明らかにし、課題解決に向けた市民参画を推進します。

3 SDGsの理念を踏まえた計画の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、2030年を年限とする国際目標です。

2015年の国連サミットで採択され、日本においても「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」やアクションプランが策定されるなど、積極的に取組が進められています。

本市の最上位計画である「蓮田市第5次総合振興計画」においてもSDGsとの関連を示して各事業の推進を図っています。

本計画の取組においても、SDGsの17のゴールやターゲットに関連しつつ、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」をめざします。

なお、第5章の施策ごとに、関連する主なゴールやターゲットをアイコンで表記しています。



第 3 章 高齢者を取り巻く状況

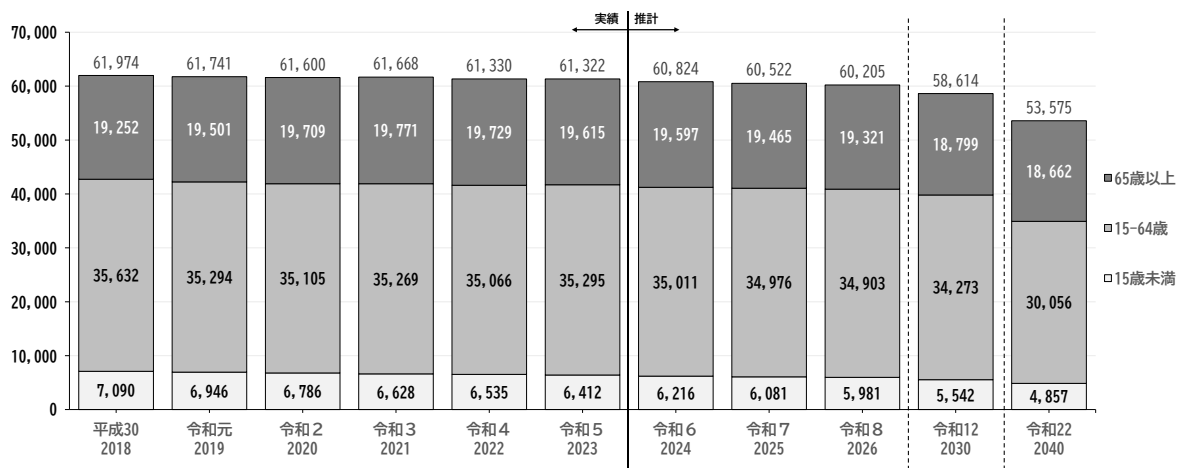
第 1 節 統計データでみる高齢者の状況

1 人口の状況

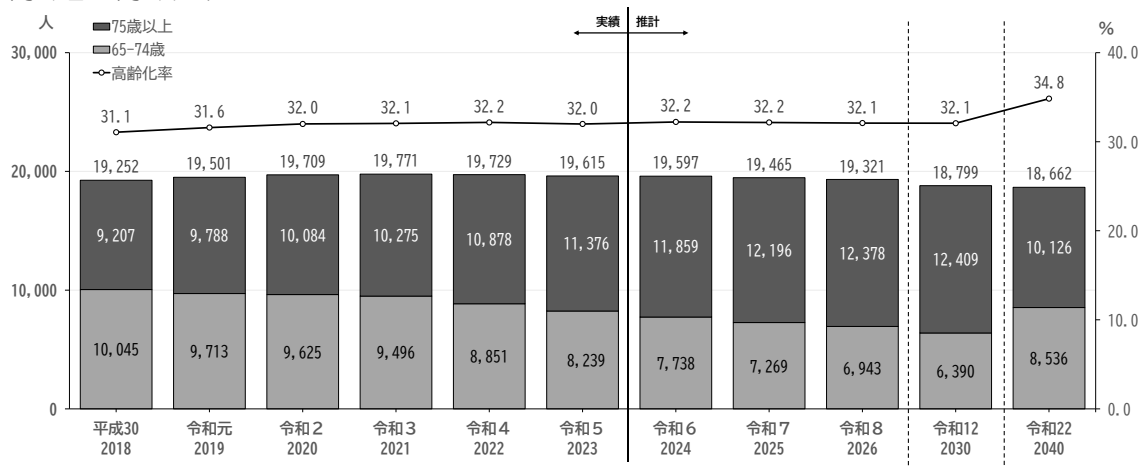
平成 30 年から令和 5 年にかけて、総人口は 61,974 人から 61,322 人へと減少しています。高齢者の人口は令和 3 年をピークに増加し、その後減少傾向となりますが、高齢化率は上昇傾向の中で 32% 台を推移しています。

令和 22 年には、総人口 53,575 人、高齢化率 34.8% となることが見込まれます。

■ 年齢区分別人口



■ 高齢者と高齢化率



資料:平成 30 年～令和 5 年は住民基本台帳人口、令和 6 年以降は推計値(各年 10 月 1 日現在)
 ※本計画の人口ビジョンは、「見える化」システムを用いて、より現実的な数字を捉えているため、蓮田市総合振興計画の将来人口とは一致しておりません。

2 高齢者世帯の状況

本市の高齢夫婦世帯の割合は、平成 22 年から令和 2 年にかけて、全国、埼玉県平均を上回って推移しています。

本市の高齢独居世帯の割合は、平成 22 年時点では全国、埼玉県平均をともに下回っていましたが、令和 2 年では埼玉県平均を上回っています。

平成 22 年から令和 2 年にかけての 10 年間で、本市の高齢夫婦世帯数は約 1.5 倍、高齢独居世帯数は約 2.0 倍と、ともに大きな伸びを示しています。

■高齢夫婦世帯の推移

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
高齢夫婦世帯 の数（世帯）	全国	4,339,235	5,246,260	5,830,834
	埼玉県	223,813	296,188	338,189
	蓮田市	2,466	3,398	3,809
高齢夫婦世帯 の割合（％）	全国	8.4	9.8	10.5
	埼玉県	7.9	10.0	10.7
	蓮田市	10.5	13.9	15.0

「高齢夫婦世帯数」は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が 65 歳以上の世帯数を意味します。

資料：国勢調査

■高齢独居世帯の推移

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
高齢独居世帯 の数（世帯）	全国	4,790,768	5,927,686	6,716,806
	埼玉県	204,212	275,777	332,963
	蓮田市	1,481	2,235	2,943
高齢独居世帯 の割合（％）	全国	9.2	11.1	12.1
	埼玉県	7.2	9.3	10.5
	蓮田市	6.3	9.1	11.6

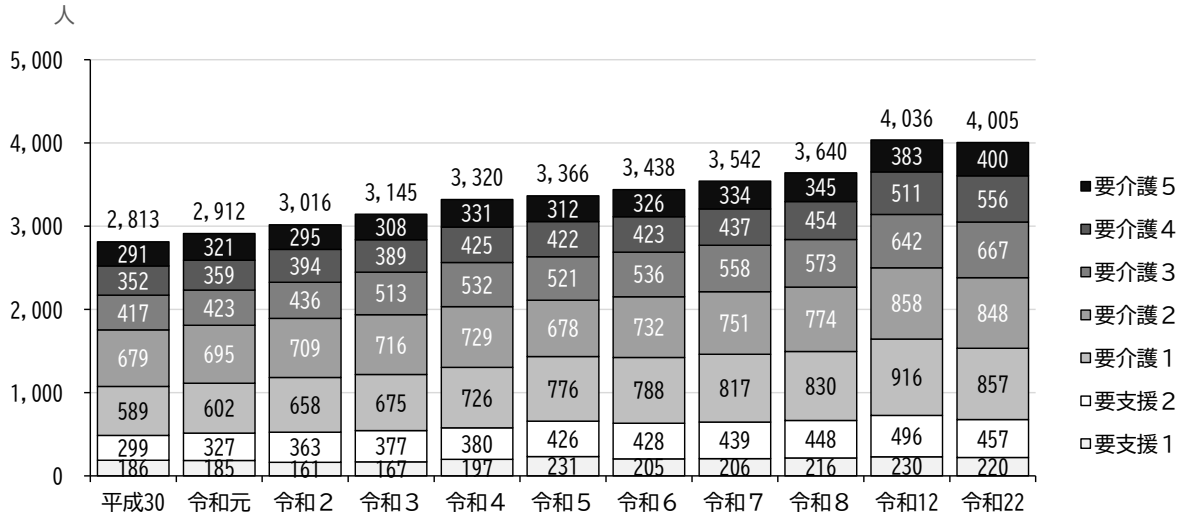
資料：国勢調査

3 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあり、平成30年から令和4年にかけて、2,813人から3,320人へと507人増加しています。

計画期間最終年の令和8年には、3,640人へと継続的な増加が見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の推移・推計



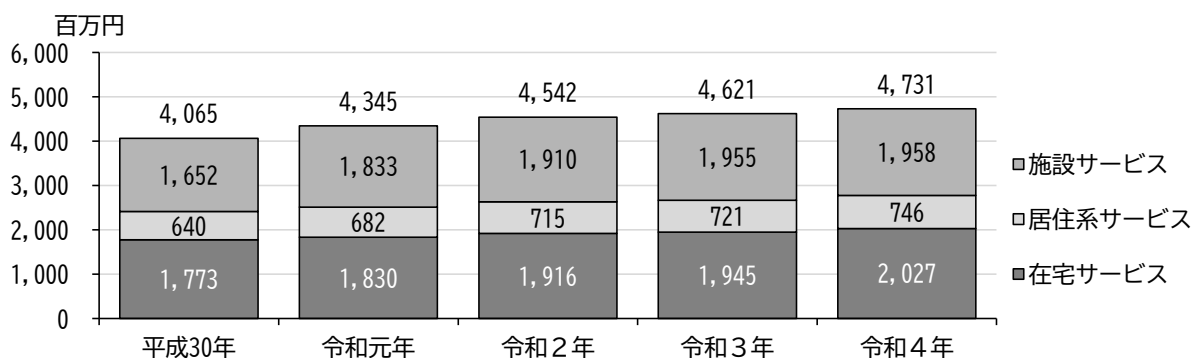
※第2号被保険者を含む

資料:平成30年~令和4年(実績)は、厚生労働省:「介護保険事業状況報告」月報、令和5年以降(推計)は、厚生労働省:地域包括ケア「見える化」システムより(各年9月末日現在)

4 サービス別給付実績

平成30年から令和4年にかけて、本市のサービス別給付費の推移は、増加傾向となり、在宅サービスと施設サービスが合わせて8割を超えています。

■サービス別給付費の推移



(%)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施設サービス	40.6	42.2	42.1	42.3	41.4
居住系サービス	15.7	15.7	15.7	15.6	15.8
在宅サービス	43.6	42.1	42.2	42.1	42.8

資料:厚生労働省:地域包括ケア「見える化」システムより

第2節 調査の概要

本市では、令和6年3月に策定を予定している「高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」の基礎資料とするため、市内在住の高齢者及びその主な介護者の実態等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

- 調査期間：令和4年12月～令和5年1月
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査種類	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (65歳以上の市民の方)	1,800	1,183	65.7%
在宅介護実態調査 (要支援・要介護認定を受けている方)	1,658	885	53.4%
介護保険事業推進に関するアンケート調査 (介護保険サービス提供事業所)	40	26	65.0%
介護保険事業推進に関するアンケート調査 (居宅介護支援事業所)	70	60	85.7%

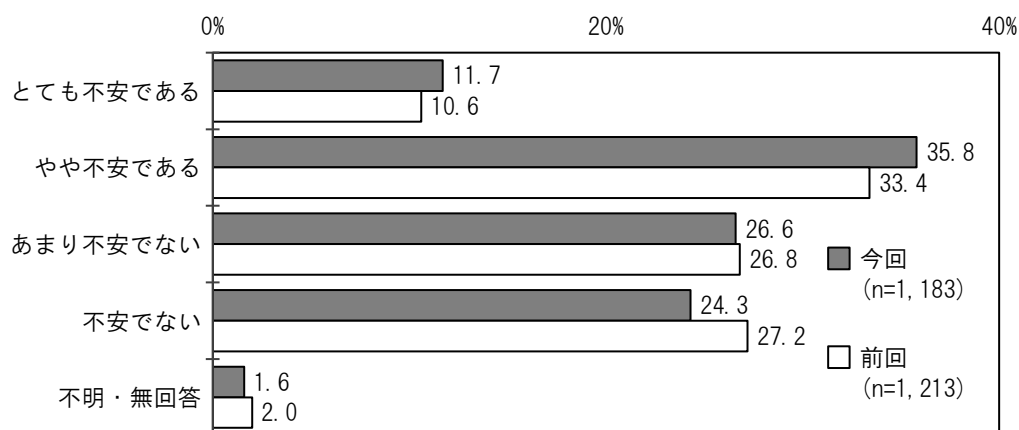
※前回調査とは、第8期計画策定時に実施した調査(令和2年2月実施)です。

※グラフのn数は集計対象者数を表しています。

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（65歳以上の市民の方）

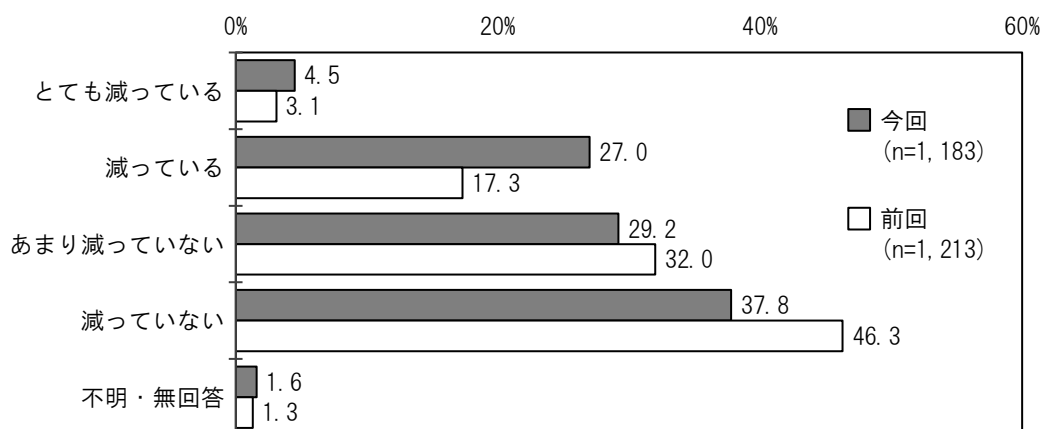
①転倒に対する不安

「とても不安である」「やや不安である」を合わせた『不安である』が47.5%となっています。



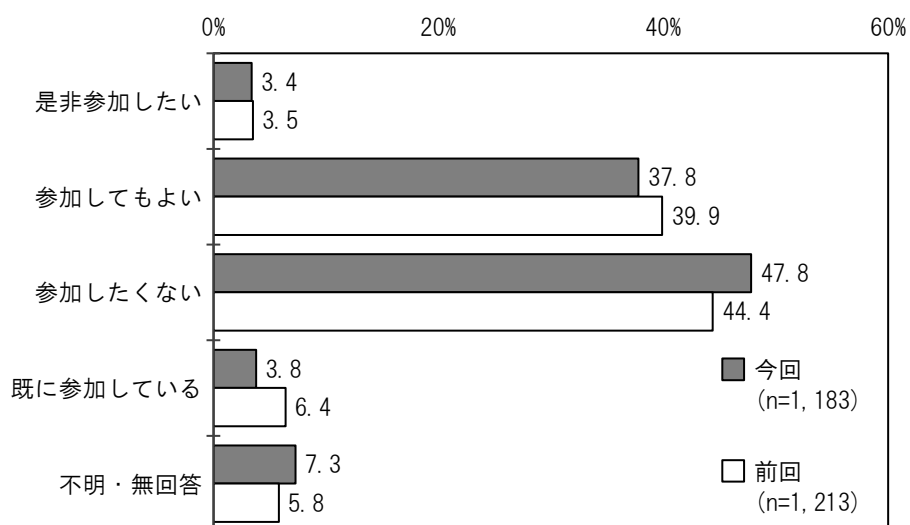
②昨年と比べて外出の回数が減っているか

「とても減っている」「減っている」を合わせた『減っている』が31.5%となり、前回調査との比較では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しても増加傾向となっています。



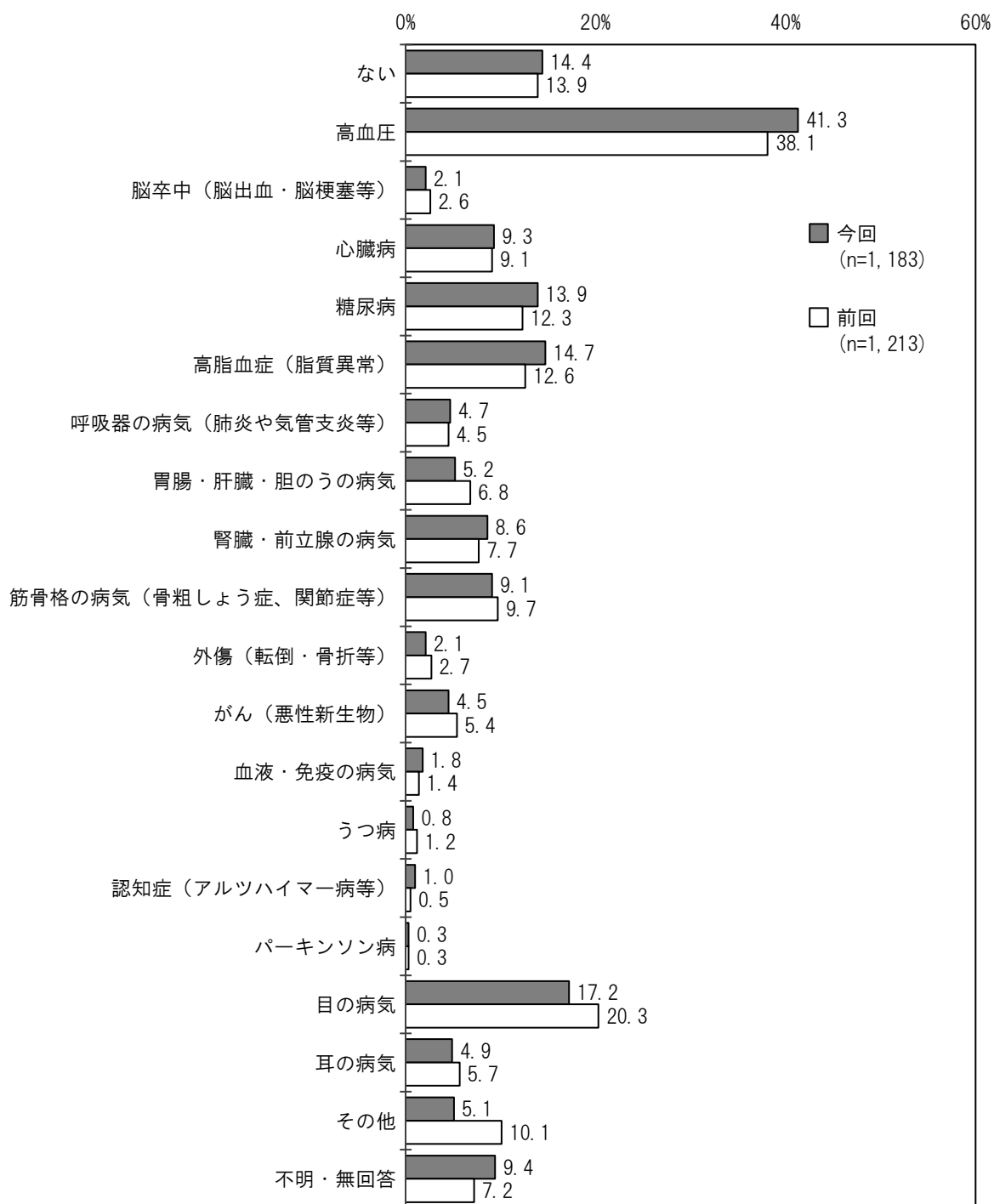
③地域づくり活動への参加意向

地域づくり活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思うかについては、「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が41.2%となっています。



④現在治療中、または後遺症のある病気

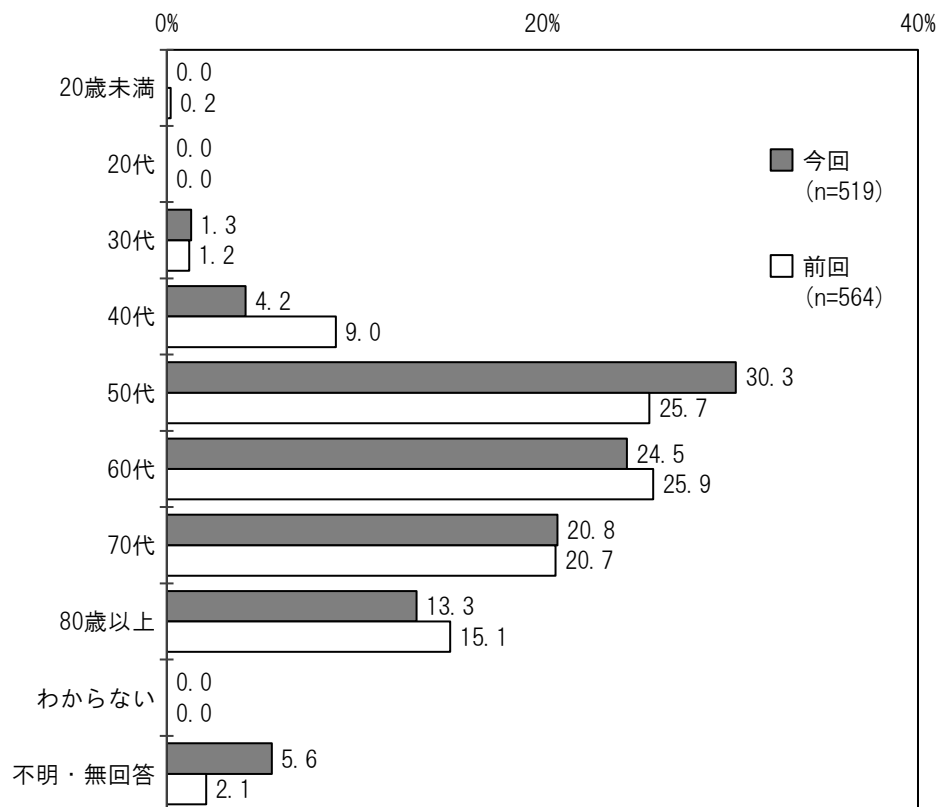
「高血圧」が41.3%と最も高く、次いで「目の病気」が17.2%、「高脂血症（脂質異常）」が14.7%となっています。



2 在宅介護実態調査結果（要支援・要介護認定を受けている方）

①主な介護者の方の年齢

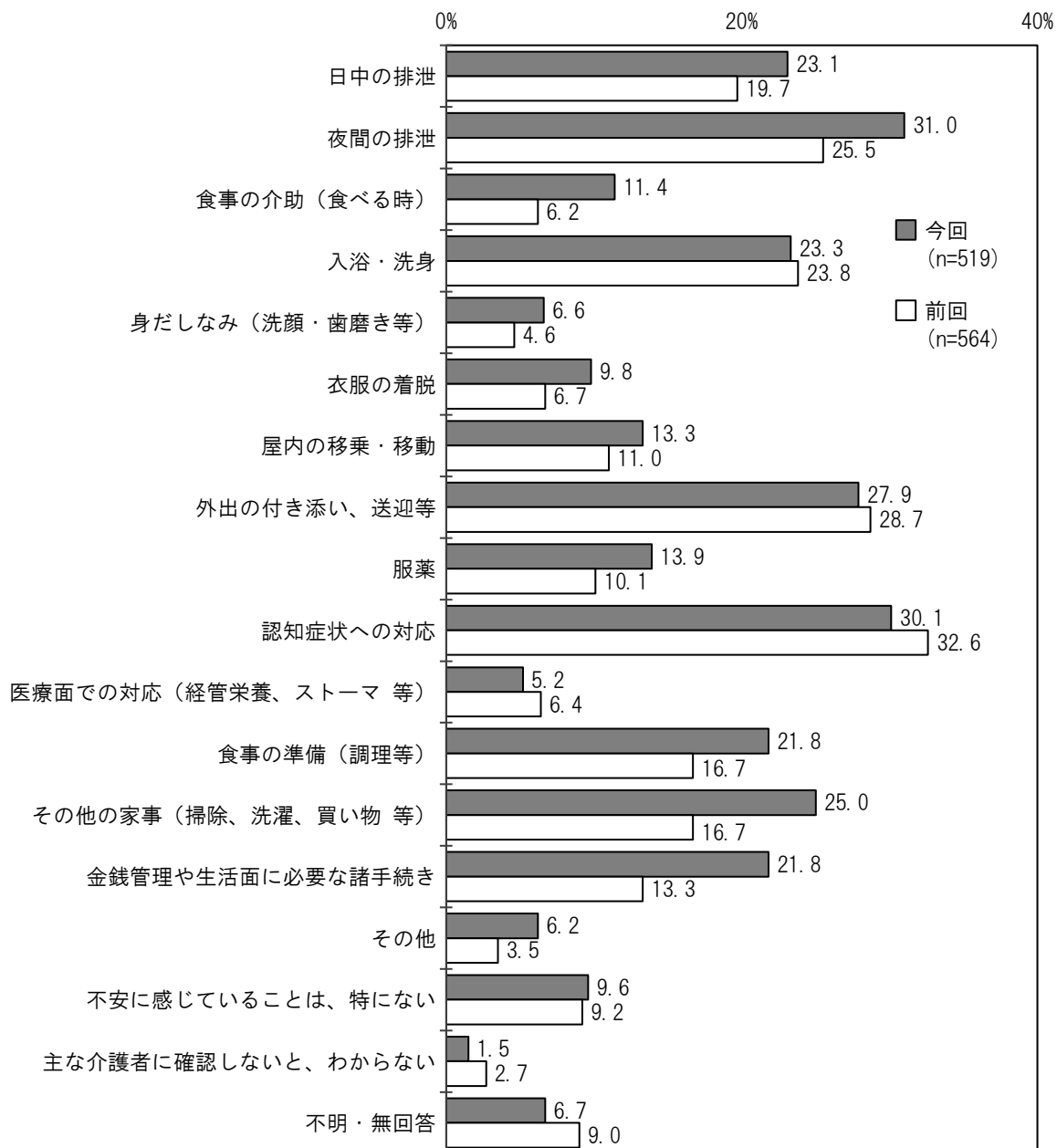
「70代」が20.8%、「80歳以上」が13.3%と、70歳を超える介護者の割合が合わせて34.1%に上ります。



②主な介護者の方が不安に感じる介護等

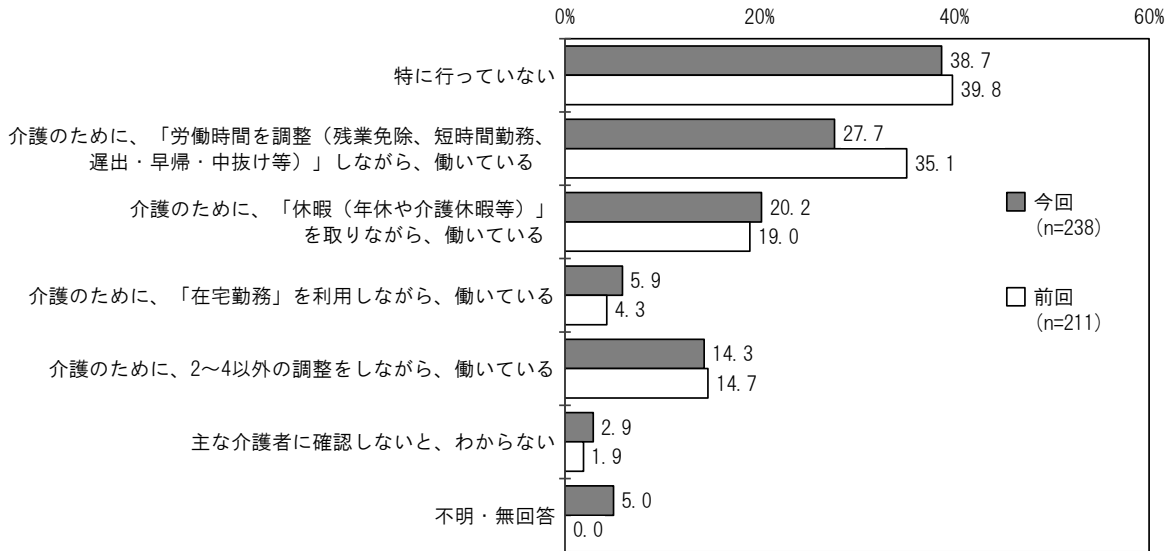
「夜間の排泄」が31.0%と最も高く、次いで「認知症状への対応」が30.1%、「外出の付き添い、送迎等」が27.9%となっています。

前回調査と比較すると、「夜間の排泄」「食事の介助（食べる時）」「食事の準備（調理等）」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」で増加傾向がみられます。



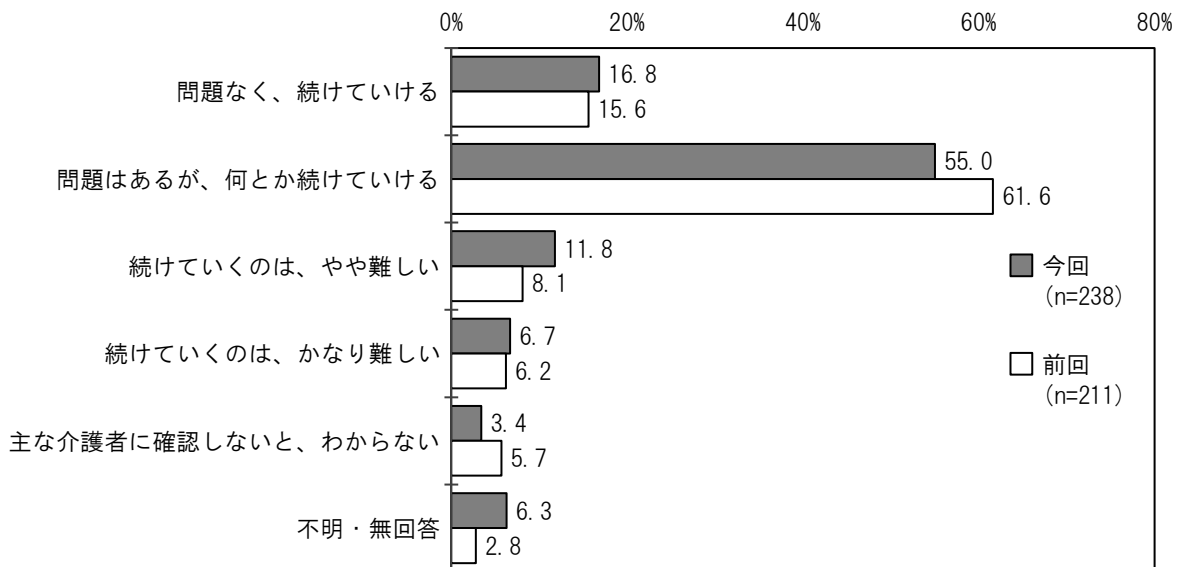
③主な介護者の働き方の調整

「特に行っていない」が 38.7%と最も高く、前回調査時も最も高い項目となっています。一方で、「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」（27.7%）、「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」（20.2%）など、半数近くの方が、何らかの働き方の調整等を行っている状況がうかがえます。



④今後も働きながら介護を継続できるか

「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『難しい』が 18.5%となっています。

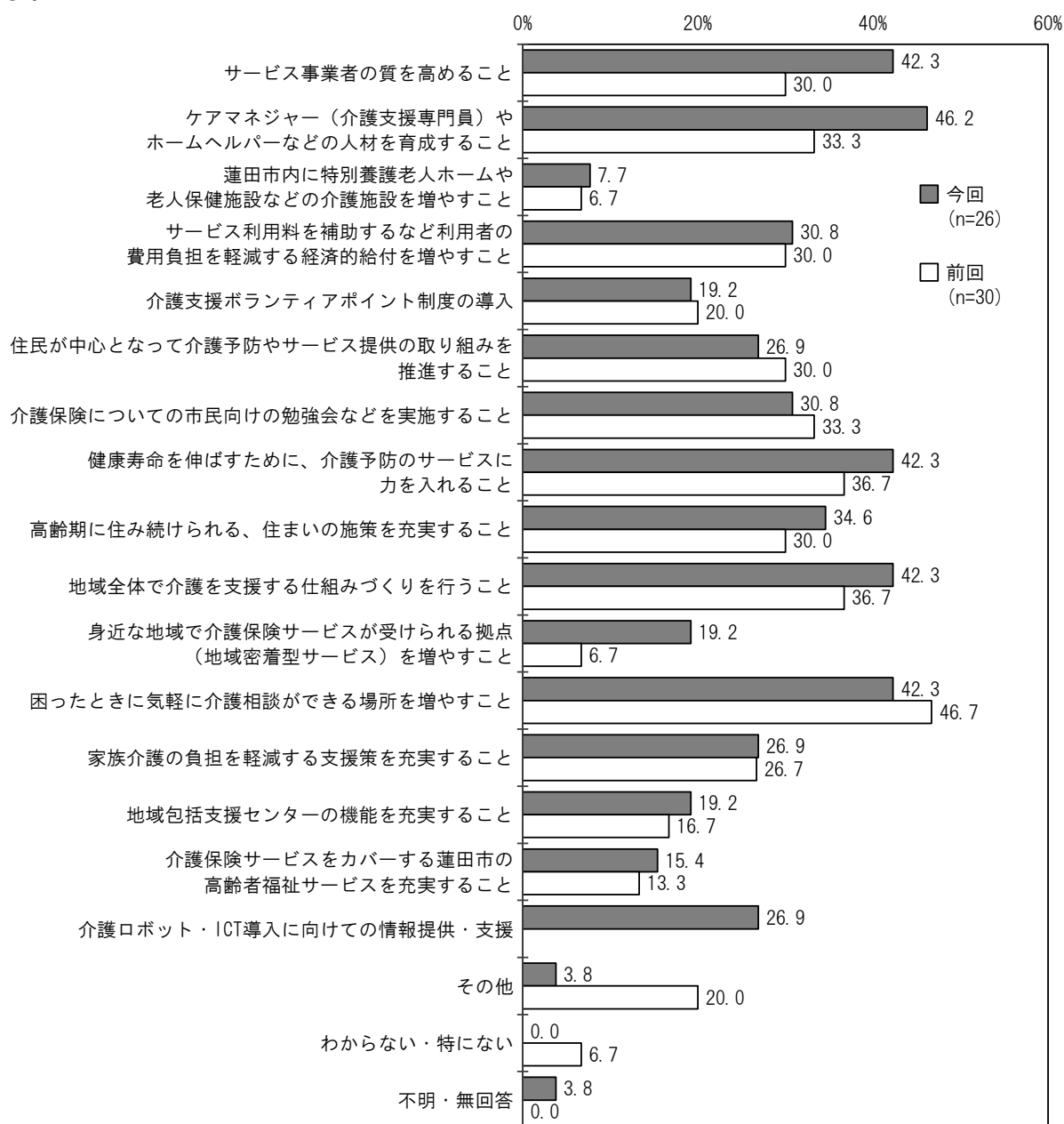


3 介護保険サービス提供事業所調査結果

①「介護保険制度」全体をよりよくするために、市が力を入れるべきこと

「ケアマネジャー（介護支援専門員）やホームヘルパーなどの人材を育成すること」が46.2%と最も高く、次いで「サービス事業者の質を高めること」「健康寿命を伸ばすために、介護予防のサービスに力を入れること」「困ったときに気軽に介護相談ができる場所を増やすこと」がそれぞれ42.3%となっています。

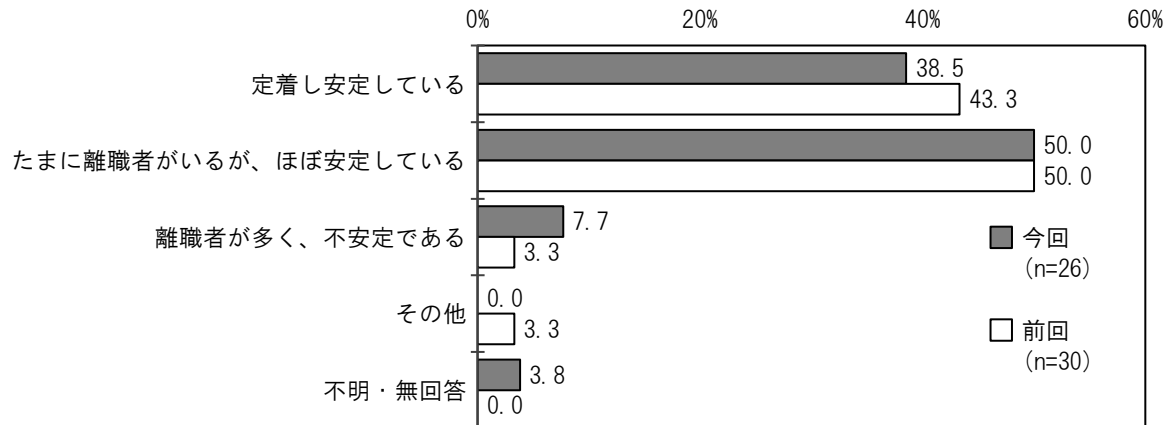
前回調査と比較すると、人材育成や業務の効率化に関連する事項の割合が高くなっています。



②職員の定着状況

「たまに離職者がいるが、ほぼ安定している」が 50.0%と最も高く、次いで「定着し安定している」が 38.5%、「離職者が多く、不安定である」が 7.7%となっています。

前回調査と比較すると、「定着し安定している」で減少傾向がみられます。

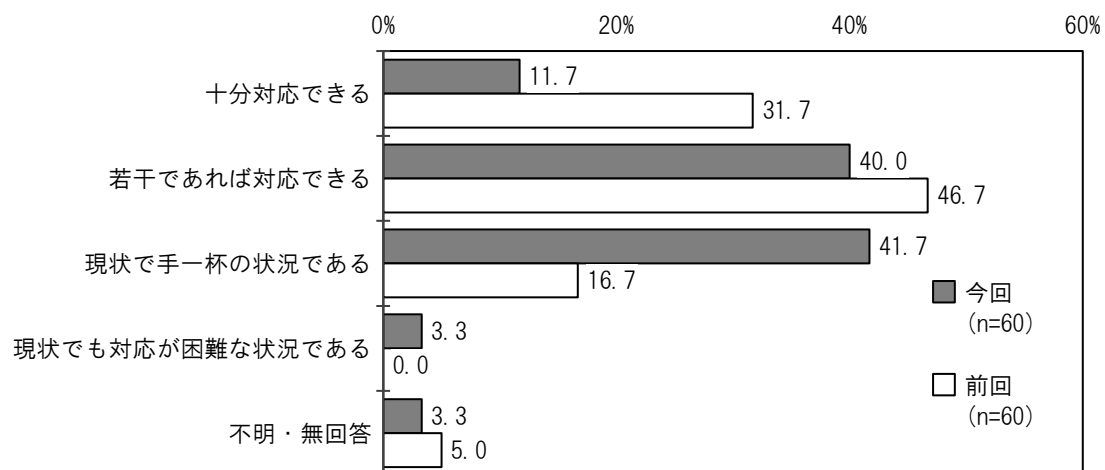


4 居宅介護支援事業所調査結果

①新たにケアプランの作成依頼があった場合の対応体制

「現状で手一杯の状況である」が 41.7%と最も高く、次いで「若干であれば対応できる」が 40.0%、「十分対応できる」が 11.7%となっています。

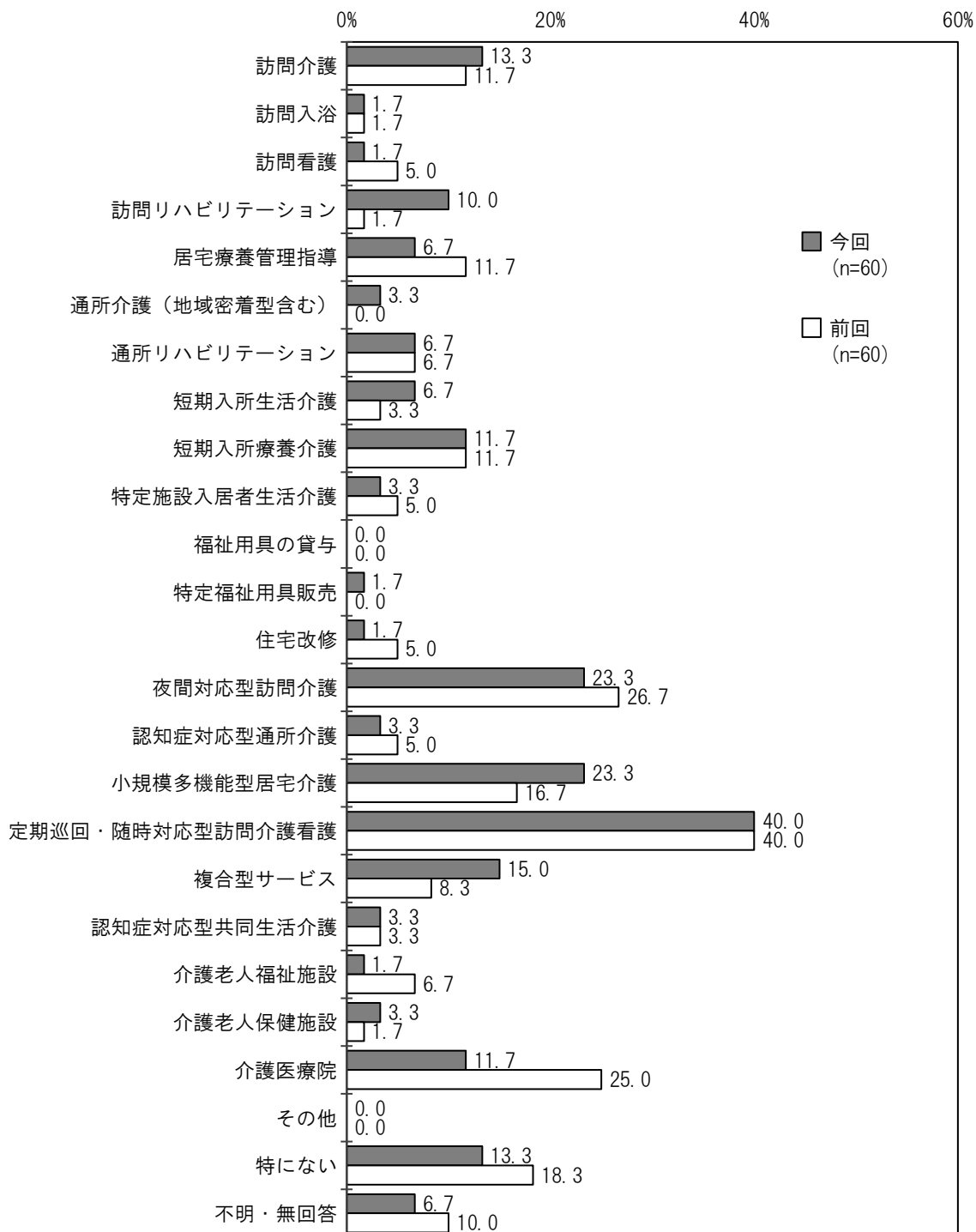
前回調査と比較すると、「現状で手一杯の状況である」で増加傾向がみられます。また、「十分対応できる」「若干であれば対応できる」で減少傾向がみられます。



②ケアプランの作成にあたり、利用しにくいと感じているサービス

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が40.0%と最も高く、次いで「夜間対応型訪問介護」「小規模多機能型居宅介護」が23.3%となっています。

前回調査と比較すると、「訪問リハビリテーション」「小規模多機能型居宅介護」「複合型サービス」で増加傾向がみられます。また、「介護医療院」で減少傾向がみられます。



第3節 高齢者福祉の課題の整理

社会状況の変化や各種統計・調査結果、関連施策の状況等を踏まえ、第9期計画期間における高齢者福祉の課題を次のとおり整理します。

視点1 社会参加・生きがいづくり

骨折や筋力のおとろえが、要介護状態へとつながる大きなリスクとなります。アンケート調査によると、高齢者の多くが外出を控える傾向がみられます。また、転倒を経験しており、転倒への不安が高いことから、介護予防の取組の強化が重要です。

また、高齢化の進展にともない、高齢者がこれまで以上に、地域の様々な場面で活躍することが期待されています。一方で、アンケート調査結果からは、高齢者の地域づくり活動への参加意向の高さが、実際の地域活動に結びついていない状況もうかがえます。

今後は、高齢者が自らの健康づくりに取り組みながら、いつまでも地域で自分らしく活躍できるよう、社会参加・生きがいづくりへの支援を充実していくことが必要です。

視点2 地域福祉・地域づくり

介護・介助を必要とする高齢者の在宅生活を支える介護・介助者は、多くが高齢化しており、いわゆる「老老介護」にともなう不安も指摘されています。また、アンケート調査結果からは、介護負担によって、就労の継続に不安を感じる人も少なくありません。

高齢化の進展にともない、介護・介助を必要とする高齢者のニーズは今後も増加傾向が見込まれます。一方で、公的サービスのみでは、多様化する高齢者の生活支援ニーズに対応することが難しくなることが見込まれています。

また、令和5年6月には、認知症基本法が可決されるなど、国でも認知症施策の充実が大きな課題となっており、認知症の方の見守りや安全確保など、地域全体で支えていくことが重要です。

今後は、地域における総合的な支援体制づくりに向けて、福祉に対する市民の理解の促進や、担い手の育成・支援に取り組んでいくことが必要です。

視点3 資源整備・環境づくり

高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向けて、ボランティア体制の整備をはじめ、道路・施設のバリアフリー化、公共交通機関の充実といった、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めることが重要です。

また、近年の大規模自然災害の増加や、高齢者をねらう特殊詐欺の多発、または高齢者が関連する交通事故の多発などをふまえ、地域ぐるみの防災・防犯・交通安全体制の推進が必要です。

アンケート調査結果からは、今後蓮田市に望むこととして、「ボランティアやNPOの育成」の割合が前回調査時に比べて増加しています。

さらには、近年、高齢者のみ世帯や高齢独居世帯が急増する中、誰もが安心して暮らせる住環境の整備が必要です。

視点4 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度が定着し、要介護認定者も増加する中、サービスの利用も増大しています。本市でも平成30年度から令和4年度にかけて、介護保険サービス利用にともなう総給付費は一貫して増加傾向にあります。

アンケート調査結果からは、ケアプランの作成にあたり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「小規模多機能型居宅介護」といったサービスが利用しにくいと感じている割合が高くなっています。

事業所等との情報共有や連携を強化し、必要なサービスを安心して利用できる環境づくりに努めるとともに、要介護度の維持・改善に向けて、介護予防の取組を一層強化する必要があります。

そして、今後の要介護認定者の増加と、介護保険制度を支える次世代の減少を見据え、介護給付の適正化に努めるとともに、業務の効率化と介護人材の確保・育成に向けた取組への支援を推進することが重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本方針

1 基本理念

本市では、計画の策定に際しては引き続き、第5次総合振興計画で掲げる基本政策を踏まえるとともに、第8期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、地域住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざします。

また、高齢者の地域での生活を支えるため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

「高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり」

第2節 基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に沿って、施策・事業の展開を図ります。

基本目標1 社会参加・生きがいづくり

高齢者が生きがいや活力を実感し、意欲・能力をいかして活躍できるよう、高齢者の多様なニーズに応え、生涯学習や趣味、地域活動等を促進し、就労等の支援も含め、高齢者の社会参加機会の充実を図ります。

また、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、介護予防事業と保健事業の連携強化を図るとともに、要介護度の重度化を防止し、元気高齢者の増加、健康寿命の延伸、エイジレス社会の実現をめざします。

基本目標2 地域福祉・地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるよう、地域共生の理念に基づく地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

高齢者自身が自分に最も適した支援・サービスを自ら選択し、自立した生活を営むことができるよう、生活支援サービスの充実を図ります。

また、成年後見制度を必要とする高齢者に対して、制度の周知や手続きの支援を進めます。

さらに災害や感染症対策、防犯・交通安全対策を推進し、地域の支え合いの仕組みづくりを進め、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

基本目標3 資源整備・環境づくり

高齢者の日常生活の支援に向けて、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携協働を推進します。

また、自立した生活を送るために、住まいの確保や外出支援、安心・安全な環境づくりに努めます。

さらには、気軽に安心して外出できるよう、市内公共施設、道路等をバリアフリー化するなど、地域の社会資源の整備と環境づくりを推進します。

2 施策体系

基本理念	基本目標	施策
高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり	基本目標1 社会参加・生きがいづくり	施策1 就労支援・人材活用の推進
		施策2 健康づくり・生きがい活動の推進
	基本目標2 地域福祉・地域づくり	施策1 福祉教育の推進
		施策2 生活支援の推進
		施策3 高齢者の見守り・安全確保の推進
		施策4 高齢者の権利擁護の推進
	基本目標3 資源整備・環境づくり	施策1 ボランティア体制の整備
		施策2 老人福祉施設の充実
		施策3 外出支援の推進
		施策4 福祉のまちづくりの推進

第3節 日常生活圏域の設定

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年、さらにその先の 2040 年にかけて、85 歳以上の人口が急増するとともに、高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯の増加が見込まれます。

また、2040 年に向けて生産年齢人口が急減し、介護人材不足の深刻化が予測されています。限りある資源で増大する医療・介護ニーズを支えていくため、サービス提供体制の最適化を図る視点が重要です。

介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援及び社会参加などが、各地域の実情に応じて包括的に確保される地域づくりに向けて、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められます。

2 日常生活圏域の設定

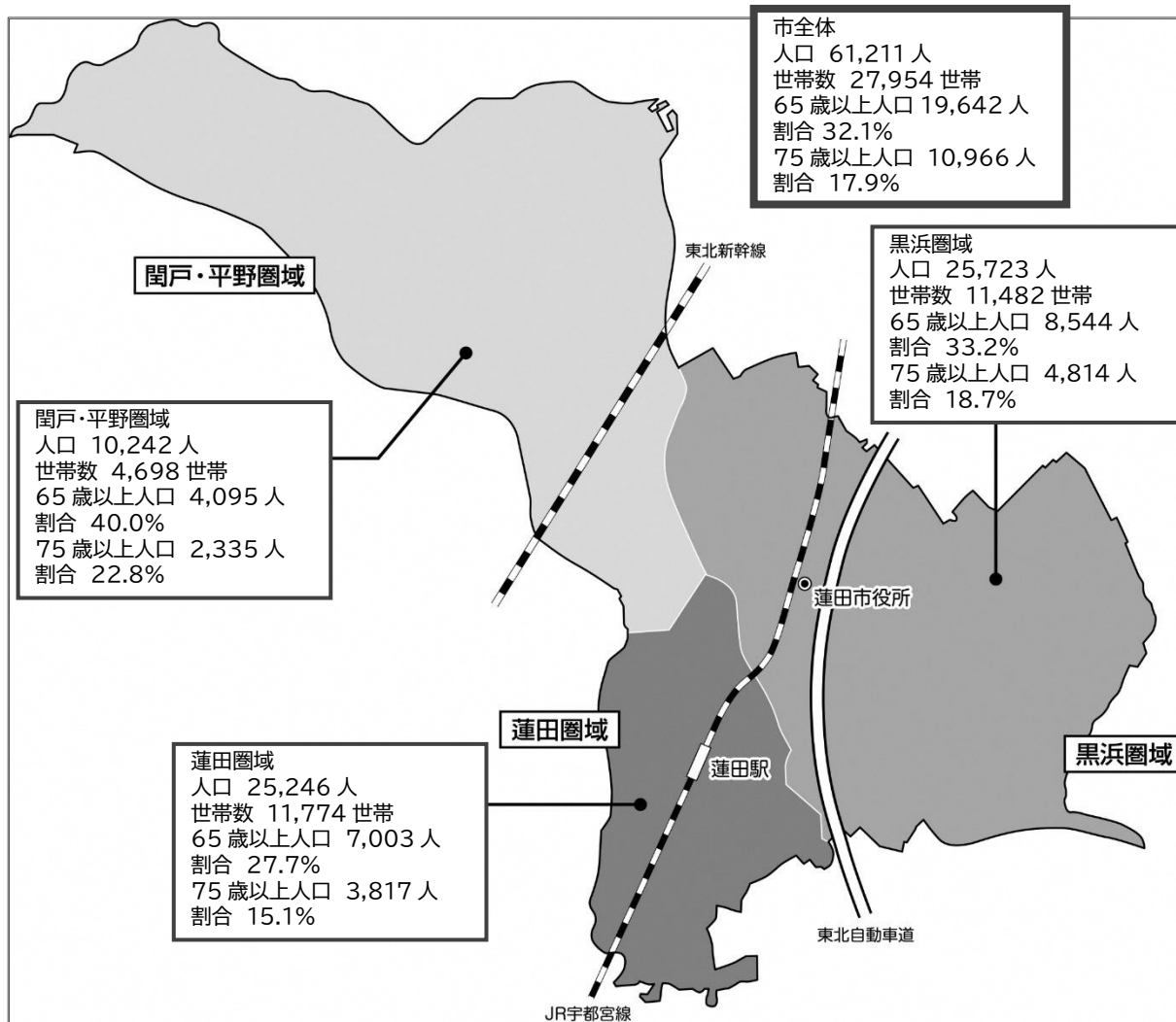
日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。

そして、その圏域ごとに、「地域包括支援センター」を基盤とした地域密着型サービスなどを整備し、そのサービスの見込量を設定する必要があります。

本市では、地域性や諸条件に基づき、本計画期間においても第8期計画から引き続き、市内を「蓮田圏域」、「黒浜圏域」、「閩戸・平野圏域」の3つの日常生活圏域に区分することとします。

■蓮田市の地域包括支援センター

名称	担当地域
蓮田市蓮田 地域包括支援センター	綾瀬、御前橋、上、末広、関山、蓮田、東、本町、馬込、見沼町、山ノ内
蓮田市黒浜 地域包括支援センター	江ヶ崎、川島、黒浜、桜台、笹山、城、椿山、西新宿、西城、藤ノ木、緑町、南新宿
蓮田市閩戸・平野 地域包括支援センター	井沼、閩戸、貝塚、上平野、駒崎、高虫、根金



資料:蓮田市 町(丁)字別年齢別人口表 (令和 5 年 1 月 1 日現在)

第5章 高齢者福祉計画

基本目標1 社会参加・生きがいづくり

施策1 就労支援・人材活用の推進



施策の方針

就労機会や地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図り、元気な高齢者が活躍する環境づくりに取り組みます。

事業名	① 就労機会の確保	担当	商工課
概要と現状	高齢期の生きがいが持てる生活の実現をめざすため、高齢者の就労機会の確保(就業関連パンフレットの窓口等への配置など)を図っています。また、ハローワークオンライン提供も実施しています。		
方向性	ハローワーク・県・関係機関と連携を取りながら就労支援に関する情報の提供に努めます。また、就労機会の確保を目的とし、就労支援セミナーを開催します。		

事業名	② シルバー人材センター事業			担当	シルバー人材センター	
概要と現状	<p>シルバー人材センターは、社会参加意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携しながら、その希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。</p> <p>具体的な事業としては、構成員として登録した蓮田市に居住する 60 歳以上の会員に対する、臨時的かつ短期的な就業の紹介、社会奉仕活動等の機会の提供、就業に必要な講習の実施等です。</p> <p>第8期計画期間中、会員数の増加を見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や定年延長の流れを受け、会員数が減少しました。また、全体に占める女性会員の割合が全国水準 30%に対して 25.6%と低くなっています。会員の平均年齢は 10 年前と比較し 3.7 歳高くなり 73.9 歳と高齢化が確実に進行しています。女性会員や高齢会員の就業先の確保、会員の健康維持増進、安全就業の徹底が課題となっています。</p>					
方向性	<p>少子高齢化の進行により人口が減少する中で社会の支え手としてシルバー人材センターの役割はますます重要となるため、従来の重点項目「会員増強及び就業機会の拡大」「安全・適正就業の徹底」「地域に根差したセンターづくり」に「持続的に成長可能な経営基盤づくり」を加えた4項目を重点課題として位置付け、安定した事業運営をめざします。なかでもICT化推進による業務の効率化、それによる経営基盤の強化は必須であると考えています。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター事業会員数(人)	500	488	502	504	506	508
シルバー人材センター事業就業延べ人数(人)	52,281	53,956	54,800	55,000	55,200	55,400

※令和5年度は見込み値

事業名	③ 人材バンクの活用			担当	社会教育課	
概要と現状	<p>市民の学習活動及び公共機関が行う学習・教育事業を支援する生涯学習支援者の登録を行い、その活用を図ることで生涯学習を推進しています。</p> <p>人材バンク制度の周知と活用を図って実施している“学びま専科”1日講座については、実施方法を見直したことで活用件数が増加し、また新規登録者を得ることができました。活動を希望する生涯学習支援者に、活躍の場をより一層提供していくことが今後の課題です。</p>					
方向性	<p>人材バンク制度の活用を図るため、周知方法の検討を図ります。また、公共機関が開催する講座等に、人材バンク登録者を積極的に登用することで、高齢者の社会参加を促します。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人材バンク事業登録者の活用実績件数(件)	23	32	28	26	27	28

※令和5年度は見込み値

施策2 健康づくり・生きがい活動の推進



施策の方針

生涯学習や地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。また、スポーツや交流活動等を通して、健康な心身づくりを促進します。

事業名	① 老人クラブ	担当	長寿支援課			
概要と現状	高齢者の主体的な活動を通じて、高齢期の健康で生きがいの持てる生活の実現をめざしています。高齢者人口が増加する一方、老人クラブ会員数は減少傾向にあり、これに伴いクラブ役員の担い手も減少しているのが現状です。会員数の増加が、活動を継続する上で重要となっています。					
方向性	<p>「友愛・健康」を目的に老人クラブの健全な発展と福祉の増進を図り、地域のスポーツ振興・教養の向上・社会奉仕等の身近な仲間と支え合いながら実施する活動が、より一層活性化されるよう支援、推進に努めます。</p> <p>また、活動状況の周知に努め、多くの皆さんがクラブ活動に参加されるよう推進し、会員の増強を図るとともに、新規クラブの設立を支援します。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ クラブ数(クラブ)	26	24	21	21	21	21
老人クラブ 会員数(人)	1,152	1,022	880	880	880	880

※令和5年度は見込み値

事業名	② 高齢者の健康づくり	担当	健康増進課
概要と現状	高齢者の健康を増進するための事業を展開し、健康寿命の延伸を図っています。		
方向性	<p>生活習慣病等の早期発見、早期治療のため、特定健康診査、後期高齢者健康診査及び各種がん検診を実施し、受診率の向上に努めます。</p> <p>特定健康診査結果においては、生活習慣病の発症のリスクが高い方を対象に特定保健指導を実施するとともに、医療受診が必要な方に対しては、電話や訪問等で医療受診勧奨を行っていきます。</p> <p>インフルエンザ・肺炎球菌予防接種等について周知していきます。</p> <p>健康に不安や悩みを持つ方が、気軽に相談できる場所として、成人健康相談、こころの健康相談等を実施していきます。</p> <p>さらに、電話相談等を随時実施し、対面以外の相談体制についても強化していきます。</p>		

事業名	③ 生涯学習の推進	担当	長寿支援課・社会教育課
概要と現状	生涯学習の機会を提供することで、生きがいの持てる生活の実現を支援しています。		
方向性	<p>高齢者のニーズに対応できるような学習機会の提供を積極的に行います。</p> <p>また、『寿大学』については、高齢者の興味関心が高い文化的教養講座のほか、高齢者の生活に密着した問題や高齢者に共通する社会問題を学習テーマに取り入れ、今後も継続して開催します。</p>		

指標 (長寿支援課) 寿大学講座	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催件数(件)	0	3	6	6	6	6
(社会教育課) 生涯学習講座	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
“学びま専科”1日講座 開催講座数(種類)	22	25	28	28	28	28
歴史講座 開催回数(回)	7	9	11	11	11	11
市民大学 開催回数(回)	15	21	9	20	20	20
文学・文化講演会 開催回数(回)	0	3	2	2	2	2

※令和5年度は見込み値

事業名	④ 敬老祝金			担当	長寿支援課	
概要と現状	長寿を祝い、長年の労をねぎらうことを目的として、一定の年齢になった高齢者を対象に敬老祝金を贈呈しています。					
方向性	敬老の祝意を表するとともに、高齢者にとっての生きがいのひとつとなるよう、今後も継続して事業に取り組んでいきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
敬老祝金対象者数(人)	1,528	1,289	1,300	1,700	1,700	1,600

※令和5年度は見込み値

事業名	⑤ 敬老祝品贈呈事業			担当	長寿支援課	
概要と現状	高齢者の敬老と長寿を祝福し、高齢者に対して祝品を贈呈するとともに、高齢者の生活状況の見守りを行っています。					
方向性	地域での見守りの視点を踏まえ、民生委員の訪問による贈呈を行っています。今後も継続して、事業に取り組んでいきます。					

事業名	⑥ 世代間交流(小・中学校)			担当	学校教育課	
概要と現状	学校応援団の方や地域の高齢者の方に、小学校で竹とんぼ作りやこま回し等の昔の遊びを教えていただくなど、交流を図ることで地域に開かれた教育課程の実現を推進していきます。					
方向性	ポスト・コロナにおける学校教育に向け、世代間交流の意義を再確認するとともに、通常通りの実施に向けて検討していきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施した学校数(校)	0	8	13	13	13	13

※令和5年度は見込み値

事業名	⑦ 世代間交流(保育園等)			担当	保育課	
概要と現状	保育園や児童センター、子育て支援センター等の季節行事に、祖父母や地域の高齢者を招いて園児との交流を図るなど、地域での世代間交流機会を積極的に設けて実施しています。					
方向性	保育園や児童センター、子育て支援センター等において、現在実施している世代間交流事業を継続していきます。また、交流事業の内容についても、より多くの高齢者が参加できるよう工夫をしていきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交流事業開催回数 保育園(回)	0	11	32	32	32	32
交流事業開催回数 児童センター(回)	0	1	4	4	4	4
交流事業開催回数 子育て支援センター等(回)	0	3	11	11	11	11

※令和5年度は見込み値

事業名	⑧ ふれあい・いきいきサロン事業			担当	社会福祉協議会	
概要と現状	地域で暮らす高齢者と地域の方々が協力し、自宅から歩いて行ける誰もが無理なく気兼ねなく参加できる「みんなでふれあい、いきいきと楽しむ集いの場」です。民生委員や自治会など地域の方によって運営されています。また、各地域のサロン間で情報共有できるようサロン連絡会を開催しています。					
方向性	サロン連絡会等を活用しサロン間の情報共有、サロンの内容充実に取り組んでいきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあい・いきいきサロン事業 実施数(か所)	34	34	35	38	39	40
ふれあい・いきいきサロン事業 延べ実施回数(回)	1,232	1,879	2,200	2,268	2,292	2,316
ふれあい・いきいきサロン事業 延べ利用者数(人)	13,171	20,980	22,000	22,680	22,920	23,160

※令和5年度は見込み値

事業名	⑨ スポーツ教室			担当	文化スポーツ課	
概要と現状	高齢者へのスポーツの普及と体力の向上を目的として、各種スポーツ教室を開催しています。					
方向性	スポーツ教室を継続して実施し、高齢者へのスポーツの普及と体力の向上を促します。 また、より多くの高齢者が参加できるように努めます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ教室開催回数(回)	5	12	15	15	15	15
スポーツ教室延べ参加者数(人)	52	141	200	200	200	200

※令和5年度は見込み値

基本目標 2 地域福祉・地域づくり

施策 1 福祉教育の推進



施策の方針

地域全体でともに支えていく地域社会の構築に向けて、関係機関等と連携し、福祉教育の推進に取り組みます。

事業名	① 福祉の理解促進・啓発			担当	学校教育課・社会福祉協議会	
概要と現状	学校教育課では、総合の時間を利用した福祉教育を実施します。 社会福祉協議会では、福祉教育の支援や関係機関との連携により市民の福祉への理解促進と啓発(情報提供)を図ります。					
方向性	学校教育課では、支援籍学習の再開を検討するとともに、総合の時間を利用した福祉教育を充実させます。 社会福祉協議会では、福祉教育の必要性等の周知を継続するとともに、市内小中学校・高等学校や教育委員会、市内社会福祉法人、ボランティア団体等と連携し福祉教育の充実に努めます。福祉の情報提供や啓発活動として、社協だより、ボランティアセンターだよりの内容の充実を図ります。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教育と福祉の連携 社会福祉協議会による講師派遣校 (校)小学校	8	8	8	8	8	8
教育と福祉の連携 社会福祉協議会による講師派遣校 (校)中学校	3	5	5	5	5	5

※令和5年度は見込み値

施策2 生活支援の推進



施策の方針

自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、地域、事業者、関係団体などが連携し、それぞれが補完し合いながら、地域全体で高齢者の生活を支える仕組みづくりを推進します。また、在宅で介護している家族等の支援の充実を図ります。

事業名	① 日常生活用具給付等事業	担当	長寿支援課			
概要と現状	非課税かつひとり暮らし等の高齢者を対象として、日常生活の利便性向上を図るため、日常生活用具を給付(電磁調理器・火災警報器・自動消火器)又は貸与(高齢者福祉電話)しています。					
方向性	引き続き、当該高齢者の日常生活上の便宜を図るため、本事業の周知に努めるとともに事業の推進を図ります。 また、給付用具の品目について実効性のあるものを検討します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業 延べ利用者数(人)	0	0	1	2	2	2

※令和5年度は見込み値

事業名	② 福祉家事援助サービス			担当	シルバー人材センター	
概要と現状	高齢者等に対し日常の家事全般のサービスを提供するほか、話し相手等のサービスも行っています。					
方向性	高齢者世帯の増加に伴い需要の増加が想定されるため、当該サービスに携わる会員の確保を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉家事援助サービス利用者数(人)	27	26	30	30	30	30
福祉家事援助サービス延べ利用回数(回)	848	880	900	900	900	900

※令和5年度は見込み値

事業名	③ はすだ地域支えあいサービス事業			担当	社会福祉協議会	
概要と現状	日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いを必要としている高齢者のみの世帯等に、社会福祉協議会に登録した協力者(協会員)がサービスを提供しています。					
方向性	サービスが多様化していく中、高齢者の自立支援に寄与するサービスをめざします。協会の確保とサービスの向上に努めるとともに、事業の内容について検討します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
はすだ地域支えあいサービス利用会員数(人)	71	59	70	80	83	86
はすだ地域支えあいサービス協会員数(人)	37	37	39	41	43	45
はすだ地域支えあいサービス延べ派遣回数(回)	216	262	300	305	310	315

※令和5年度は見込み値

事業名	④ 紙おむつ支給事業			担当	社会福祉協議会	
概要と現状	在宅で重度の要介護者や障がい児者がいる世帯に対し、紙おむつを支給することにより、本人及び介護者の精神的、経済的負担を軽減し、自宅での介護を支援します。					
方向性	安定した事業運営のため、関係機関等の意見を聞きながら、引き続き事業の改善に努めます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
紙おむつ支給事業 利用実人数(人)	198	218	205	210	215	220
紙おむつ支給事業 延べ支給枚数(枚)	80,784	89,254	89,000	91,100	93,300	95,500

※令和5年度は見込み値

事業名	⑤ 車いす短期貸出しサービス			担当	長寿支援課・ 社会福祉協議会	
概要と現状	高齢者や障がい者、けが人等の日常生活の利便を図るため、短期の車いすの貸出しを行っています。					
方向性	車いす短期貸出しサービスを広く知っていただくため、広報紙、社協だより、パンフレットなどを活用し周知を図ります。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
車いす短期貸出し サービス 延べ利用者数(人) 長寿支援課分	1,225	977	975	1,000	1,025	1,050
車いす短期貸出し サービス 延べ利用者数(人) 社会福祉協議会分	573	534	560	850	850	850

※令和5年度は見込み値

事業名	⑥ 地域福祉の集いの開催			担当	社会福祉協議会	
概要と現状	介護やボランティアなど地域の福祉に関する理解を深めるため、地域福祉の集い事業を実施しています。					
方向性	在宅介護者を含む幅広い層の地域住民に対し、地域福祉への理解を深めるための集いを企画します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域福祉の集い実施回数(回)	0	0	1	1	1	1
地域福祉の集い参加者数(人)	0	0	50	50	50	50

※令和4年度までは「在宅介護者の集い」として開催。
 ※令和5年度は見込み値

事業名	⑦ ねたきり老人等介護者手当			担当	長寿支援課	
概要と現状	介護者の慰労を目的に、在宅のねたきり又は重度の認知症の状態にある高齢者を6か月以上継続して同居のうえ介護している方に、月額6,000円の「ねたきり老人等介護者手当」を支給しています。					
方向性	在宅での介護者への慰労については、手当という形で介護者への支給を行っています。今後も、介護者の身体的、精神的及び経済的な負担を軽減し、介護意欲の向上に努めていきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ねたきり老人等介護者手当 延べ月数(か月)	253	301	250	250	250	250
ねたきり老人等介護者手当 登録者数(人)	34	36	37	37	37	37

※令和5年度は見込み値

事業名	⑧ 介護マーク貸出事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	認知症高齢者等の介護など、外見からは介護が必要な状況が分かりにくく、周囲から誤解や偏見を受けることがあります。この事業では、「介護中」と書かれたストラップ付きの介護マークを貸し出し、介護者が介護マークを首から下げて周囲に知らせることで、誤解や偏見を受けることなく安心して介護をすることができる環境整備を図ります。					
方向性	介護マークの貸し出しを継続することにより、介護の相談を受ける機会とし、介護者の負担軽減を図るとともに、介護する者を温かく見守り、支え合う地域づくりに努めます。また、多くの方に介護マークを知っていただけるように周知に努めます。					

施策3 高齢者の見守り・安全確保の推進



施策の方針

高齢者が在宅で安心して暮らせる生活環境づくりを支援するとともに、救急医療の確保や防犯、見守り、交通安全対策など、安全で住みよい生活環境づくりに取り組みます。また、地域防災計画に基づき、災害時の避難行動等の周知啓発を図ります。

事業名	① 緊急通報システム事業			担当	長寿支援課	
概要と現状	慢性疾患等があり常時注意を要するひとり暮らし等の高齢者を対象に、固定型・携帯型の緊急通報装置(固定型の場合はペンダント型リモコン装置を含む)を貸与(設置)し、急病などの緊急時には通報装置のボタン・ストラップの操作により受信センターに通報が届き、専門スタッフが状況に応じて、救急車の手配や緊急連絡先として登録された親族への連絡などの対応をしています。					
方向性	高齢者人口の増加と世帯形態の変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、日常生活の安全確保を図るため、引き続き事業を実施します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
システム設置台数(台)	294	267	250	250	250	250

※令和5年度は見込み値

事業名	② 災害発生時等における情報伝達手段の整備			担当	危機管理課	
概要と現状	台風・地震などの災害発生が予測される時や災害発生時には、避難に関する情報、被害状況、避難所の開設状況などの情報を伝達する手段の整備を進めます。					
方向性	防災行政無線拡声子局(スピーカー)、安心・安全メール、市のホームページ、SNS、テレビ埼玉のデータ放送、防災無線放送確認ダイヤルなど、現在運用している情報伝達手段の普及・啓発に努めます。また、自宅に居ながら防災行政無線の放送を聴くことのできる「戸別受信機」の整備など、新たな情報伝達手段の導入を進めます。					

事業名	③ 配食サービス事業(再掲 P79)			担当	長寿支援課	
概要と現状	身体的・精神的理由により自ら調理を行うことができないひとり暮らし高齢者等に、高齢者用に調理された昼食を配達することで、高齢者の見守り(安否確認)と栄養改善を図っています。					
方向性	高齢者人口の増加と世帯形態の変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、日中独居の高齢者が増加しています。高齢者の安否確認と栄養改善を目的に、今後も継続して事業を実施します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス事業 利用実人員(人)	50	43	45	60	60	60
配食サービス事業 延べ配食数(食)	4,400	4,181	4,300	5,000	5,000	5,000

※令和5年度は見込み値

事業名	④ 高齢者見守り活動支援事業			担当	長寿支援課	
概要と現状	持病その他救急時において、高齢者が迅速に必要な医療サービスを受けることができるよう、かかりつけ医、疾病歴、服薬状況や緊急連絡先などを記録する「救急医療情報キット」を、主に民生委員から配布しています。ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に配布することで、救命の現場で活用されています。					
方向性	民生委員を通じて「救急医療情報キット」が必要と思われる高齢者の把握に努め、新規対象者への配布を継続するとともに、配布済みの方に対する継続支援として、情報更新の呼びかけと更新作業の補助に努めます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
救急医療キット配 布事業 新規配布件数(件)	7	122	59	50	50	50
救急医療キット配 布事業 延べ配布件数(件)	4,319	4,441	4,500	4,550	4,600	4,650

※令和5年度は見込み値

事業名	⑤ 避難行動要支援者対策の推進	担当	危機管理課・ 福祉課・ 長寿支援課・ 在宅医療介護課			
概要と現状	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方の情報を掲載した「災害時避難行動要支援者名簿」を作成します。また、個人情報を外提供することに同意があった方について、地域の避難支援等関係者に事前に情報提供し、災害発生時の避難を実効性のあるものとするため、避難支援の方法等を記載した「個別避難計画書」の作成を行います。					
方向性	要配慮者を把握している課(福祉課・長寿支援課・在宅医療介護課)は、登録された対象者ごとに災害時の避難支援等ができるようにするための「個別避難計画」の策定に取り組み、順次、新たな要配慮者の「個別避難計画」の策定や、既存の要配慮者の情報の更新を行っていきます。関係自治会において登録者の確認や訪問を行い、「個別避難計画」の策定に向けた取組を進めていきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【危機管理課】 避難行動要支援者 名簿登載者数(人)	2,612	2,358	2,338	2,300	2,300	2,300

※令和5年度は見込み値

事業名	⑥ 防火対策の推進	担当	消防課
概要と現状	住宅用火災警報器等の設置指導と交換及び点検の推進を実施しています。また、広報活動(防火パンフレット等)を実施し、高齢者住宅を含めた防火対策の充実を図っています。		
方向性	これまでと同様に住宅用火災警報器等の設置指導と交換及び点検の推進を継続的に実施します。また、今後も消防訓練やイベントを通じ自治会単位で住宅用火災警報器のアンケートを行い、設置・点検状況調査を行います。		

事業名	⑦ 救急医療の整備			担当	消防課	
概要と現状	<p>救急救命士の増員と救急救命士を含めた救急隊員の再教育を強化し、質の高い救急サービスの提供をめざします。また、心肺蘇生と AED の啓発を含めた講習会を継続的に実施しています。</p> <p>8期計画期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、対面式での応急手当講習会が困難でありましたが、web 形式も含めていつでもどこでも学べる環境の整備に取り組めます。</p>					
方向性	<p>場所を問わず応急手当が必要となる現場に居合わせた住民が、適切な応急手当ができることが求められています。そのため、多くの住民が様々な形式救命講習等を受講できる機会を増やしていきます。</p> <p>また、高齢者にとってリスクの高い心筋梗塞、脳卒中、熱中症などの救急予防に関する講習会を高齢者施設と連携を図り実施し、小学生から応急手当に関する講習を実施することにより、子供から高齢者まで安心して生活できるまちづくりをめざします。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
応急手当講習受講者数(人)	1,686	3,299	2,000	3,000	3,000	3,000

※令和5年度は見込み値

事業名	⑧ 自主防災・自主防犯組織の活動支援			担当	危機管理課	
概要と現状	<p>自主防災組織の設立促進や活動支援を目的に、自主防災組織設立・防災資機材購入・防災訓練実施に対し、補助金を支給します。また、地域防災の担い手となる人材育成を目的に、防災士資格取得費用について補助金を支給します。さらに、地域の自主的な防犯体制を確立するため、自主防犯組織活動用物品購入補助金を支給します。</p>					
方向性	<p>引き続き、自主防災・防犯組織の活動を促進し、育成するため、必要な経費を補助します。併せて、住民主体の防災・防犯活動を支援するために情報提供や理解啓発に努めます。また、蓮田市と自主防災・防犯組織との協力体制構築を進め、各組織が活動を円滑に実施できるよう努めます。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主防災組織数(件)	40	40	42	42	43	44
自主防災出前講座(回)	7	11	15	20	20	20
自主防犯組織数(件)	65	64	64	70	70	70
自主防犯出前講座(回)	0	0	2	5	5	5

※令和5年度は見込み値

事業名	⑨ 高齢者見守り支援ネットワーク事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	<p>高齢者見守り支援ネットワーク事業では、在宅の高齢者が家族や地域社会から孤立することを防止し、日常生活における問題を早期に発見し、住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるよう支援しています。</p> <p>また、民生委員や自治会などの関係機関と、金融機関、農業協同組合、郵便局、新聞販売店、ガス事業者などの民間事業者を含む構成団体と協力して、高齢者の生活を見守る支援ネットワークを推進しています。</p>					
方向性	<p>ネットワーク構成員による会議を開催し、虐待防止や権利擁護、認知症や見守り等に関する情報交換や研修を実施します。ネットワーク構成団体の連携を深め、地域のひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などに対する支援機能の強化を図ります。</p> <p>また、見守りネットワークの拡大に向け、高齢者の日常生活に関わりが深い関係機関や団体、事業所の登録を推進します。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ネットワーク登録団体数	94	94	95	96	97	98

※令和5年度は見込み値

事業名	⑩ ひとり暮らし高齢者等見守り事業			担当	社会福祉協議会	
概要と現状	<p>ひとり暮らしの高齢者等が住み慣れた地域で安心、安全に生活できるよう、民生委員や社会福祉協議会に登録した見守り協力員が見守り訪問を実施しています。</p>					
方向性	<p>見守り協力員の確保に努め、民生委員の協力を得ながら高齢者等の見守り活動に取り組んでいきます。民生委員と見守り協力員の連絡会を定期的で開催し、情報交換等を行い事業の充実を図ります。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人員(人)	41	44	45	47	49	51
見守り協力員(人)	30	34	35	35	37	39
延べ実施回数(回)	785	919	940	981	1,023	1,064

※令和5年度は見込み値

事業名	⑪ 交通安全教育の推進			担当	自治振興課	
概要と現状	<p>高齢者の交通安全を確保するためには、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代も高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めることが重要です。</p> <p>これらの啓発活動を、岩槻・蓮田地区交通安全協会、蓮田市交通指導員会、蓮田市交通安全母の会等の関係団体と連携、協力を図り、交通安全教育を推進しています。</p>					
方向性	<p>高齢者が、道路や交通の状況に応じて安全に通行するために、必要な技能及び交通ルール等の知識を習得するとともに、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を図ります。</p> <p>また、自転車乗車中の交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。</p> <p>さらに、高齢運転者に対しては、身体機能や認知機能の低下を意識させる啓発活動を推進するとともに、運転の危険性を認識した高齢者の自主的な免許返納制度について周知を図るとともに、シルバー・サポーター制度に協賛いただけるよう市内事業所に働きかけていきます。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交通安全啓発活動(回)	6	4	7	10	10	10

※令和5年度は見込み値

事業名	⑫ ふれあい収集事業			担当	蓮田白岡衛生組合	
概要と現状	<p>高齢又は障がい等の理由により、家庭ごみを自ら集積所まで持ち出すことが困難であり、身近な人の協力も得ることができない方に対し、週に1回、戸別にごみの収集を行い、ごみ出しを支援しています。併せて、ごみの排出状況による生活維持の確認や、希望者への声掛け(安否確認)を実施し、声掛けの希望がない場合においても、ごみが未排出のときには声掛けをしています。なお、必要時には、あらかじめ届出のあった緊急連絡先へ通報するなどの対応を行っています。</p>					
方向性	<p>高齢化の進行に伴い、高齢者世帯や要介護者世帯の増加が見込まれることから、これらの世帯での家庭ごみ排出に対応すべく、調整を図ります。また、安否の確認においても、孤独死や孤立死が社会問題として浮上する中、利用者及び親族の不安を少しでも軽減できるよう、事業に取り組みます。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規申請数(世帯)	42	42	30	38	38	38
利用数(世帯)	111	135	165	200	243	295

※令和5年度は見込み値

施策4 高齢者の権利擁護の推進



施策の方針

高齢者が安心して日常生活を送れるよう、高齢者の人権を守る権利擁護や成年後見制度の取組を進めます。

事業名	① 成年後見制度利用支援事業(再掲 P78)	担当	長寿支援課			
概要と現状	<p>認知症等により事理弁識能力が不十分で、かつ支援を行う2親等内の親族がいないなどの理由により、財産管理や身上監護など必要な保護が図れない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用支援を行います。</p> <p>支援の内容は、家庭裁判所への成年後見等審判開始の市長申し立て、及び同申し立てにより後見人等が選任された対象者のうち、経済的困窮者への後見人等の報酬を助成しています。</p>					
方向性	<p>高齢者人口の増加と平均寿命の伸長により、認知症高齢者の数も増えていくことが予想されるため、今後も事業を推進していきます。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立利用者数(人)	1	3	1	1	1	1
後見人等報酬助成者数(人)	0	0	0	2	3	4

※令和5年度は見込み値

事業名	② 成年後見制度の普及			担当	福祉課・ 社会福祉協議会	
概要と 現状	<p>高齢者人口の増加と平均寿命の伸長により、認知症高齢者の数も増えていくことが予想されます。</p> <p>そのため、介護サービス利用の契約等の際に後見人の需要は今後高まるものと考えられます。そのときに、成年後見制度が市民にとってより身近な存在で、必要な時に利用しやすいものであるよう、制度の普及に取り組む必要があります。本市では、市民向けの普及啓発のための研修会を実施しています。</p>					
方向性	<p>成年後見制度について、普及啓発のための研修会を行い、市民への浸透を図ります。活用や成年後見制度の相談支援等を実施する中核機関について、社会福祉協議会など関係機関と情報交換や協議を行いながら運営します。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会開催回数 (回)	1	1	1	1	1	1
参加者数(人)	34	27	50	50	50	50

※令和5年度は見込み値

事業名	③ 福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと)			担当	社会福祉協議会	
概要と 現状	<p>一人で判断することに不安のある高齢者等が安心して日常生活を送れるよう、生活支援員が生活の場に訪問し、福祉サービスの利用援助や郵便物の確認、暮らしに必要なお金の出し入れなどの援助を行っています(埼玉県社会福祉協議会委託事業)。</p>					
方向性	<p>事業運営マニュアルに基づき、適正な運営に努めるとともに、社協だよりや社協ホームページへの掲載、民生委員等に事業を周知し利用者の増加に努めます。併せて、生活支援員を配置し安定的な運営に努めます。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人員(人)	8	9	8	10	11	12
延べ利用回数(回)	137	124	130	150	160	170

※令和5年度は見込み値

基本目標3 資源整備・環境づくり

施策1 ボランティア体制の整備



施策の方針

社会福祉協議会等の関係団体と連携しながら、ボランティア体制の整備を進め、地域の社会資源の活用促進と活性化を図ります。

事業名	① ボランティア活動の促進			担当	学校教育課 ・社会福祉協議会	
概要と現状	<p>学校教育課では、社会福祉や環境保全、国際協力、文化活動など、体験学習を中心に教育活動全体を通じた指導を充実させます。</p> <p>社会福祉協議会では、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の相談、需給調整を行っているほか、福祉関係のボランティアの育成、個人や団体のボランティア活動への支援などを行っています。</p>					
方向性	<p>学校教育課では、豊かな心や福祉の心を育て日常生活の中に生かしていくため、学校と家庭、地域社会との連携を深め、開かれた教育課程の実現を図ります。</p> <p>社会福祉協議会では、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの相談、調整を行っていきます。また、ボランティア養成のための講習会やボランティア体験プログラムを実施し、活動のきっかけを作り、ボランティアの育成・支援に努めます。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア登録者(人)	469	488	490	525	530	535
登録団体(団体)	35	35	35	29	30	31
ボランティア講座等の修了者数(人) (うち、ボランティア等の活動者)	25 (7)	32 (8)	25 (10)	25 (23)	25 (23)	25 (23)

※令和5年度は見込み値

施策2 老人福祉施設の充実



施策の方針

住環境の充実として、老人福祉施設などの社会資源の活用に努めます。また、高齢者が集う施設として「老人福祉センター」の活性化を図ります。

事業名	① 養護老人ホーム	担当	長寿支援課			
概要と現状	環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者の方に、養護老人ホームへの入所措置を行っています。					
方向性	市内に該当する施設は整備されていませんが、入所措置に当たっては、入所対象者の環境上及び経済的状況を十分把握し、引き続き適正な対応を図ります。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
措置人員(人)	3	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込み値

事業名	② 軽費老人ホーム	担当	長寿支援課			
概要と現状	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方が入所し、低額な料金で日常生活に必要な便宜を供与しています。					
方向性	高齢者の多様な住まいの一形態であり、現在市内にはケアハウスが1か所ありますが、需要に応じた基盤整備について、広域的な観点から検討します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定員(人)	53	53	53	53	53	53
本市からの入所者数(人)	19	12	16	19	19	19

※令和5年度は見込み値

事業名	③ 老人福祉センター			担当	長寿支援課	
概要と現状	地域の高齢者からの各種相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供しています。					
方向性	季節ごとの行事やクラブ活動などの一層の活性化と、日々の活動においても、介護予防につながるような健康づくりのための踊り、体操、ゲーム等の普及を図ります。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延べ利用者数(人)	11,705	18,622	19,000	19,000	19,000	19,000
一日平均利用者数(人)	50	64	73	80	80	80

※令和5年度は見込み値

施策3 外出支援の推進



施策の方針

常時車いす又はねたきり状態にあって、公共交通機関を利用することが難しい高齢者を対象に、移送サービス事業やリフト付き自動車貸出事業により、外出を支援します。

事業名	① 移送サービス事業	担当	長寿支援課			
概要と現状	常時車いす又はねたきり状態にあって、一般の交通機関を利用することができない高齢者を対象に、市内又は隣接市町にある医療機関及び保健福祉施設へ移動する際、委託事業者の介護タクシーを安価に利用できるよう、利用券を発行しています。					
方向性	一般的な交通機関を利用することができない常時車いす又はねたきり状態の高齢者への外出支援策として有用であり、利用者のニーズや社会情勢に合わせ、サービスの適用地域等を検討しつつ、今後も事業を実施します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人員(人)	18	21	20	30	30	30
延べ利用回数(人)	204	201	200	300	300	300

※令和5年度は見込み値

事業名	② 福祉車両貸出事業	担当	社会福祉協議会			
概要と現状	車いすを利用する方へ、社会参加のための外出や通院等に、福祉車両(リフト付きワゴン車等)の貸出しを行っています。					
方向性	福祉車両貸出事業の周知に努めます。新型コロナウイルス等の感染症対策を講じながら、利用者が安全、快適に利用できるように車両整備に努めます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人員(人)	19	15	20	25	27	29
延べ回数(回)	103	108	110	120	130	140

※令和5年度は見込み値

施策4 福祉のまちづくりの推進



施策の方針

高齢者が積極的に社会参加できるよう、市内公共施設、道路等のバリアフリー化や公共交通ネットワークの整備を推進します。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての人が使いやすい住宅等の整備を促進していきます。

事業名	① 公共施設・道路・公園等の整備			担当	みどり環境課・ 建築指導課・ 道路課	
概要と 現状	高齢者や障がい者等が健康で暮らすことができる安全と潤いのある生活環境を確保することを目的として、整備を行っています。					
方向性	<p>みどり環境課では、高齢者や障がい者の利便性を高めるため、公園等のバリアフリー化を可能な範囲で進めます。また、新たな公園整備を行う際には、健康遊具の設置等を積極的に推進します。</p> <p>建築指導課では、公共施設の新築・増築・改修等に併せて、その都度ユニバーサルデザインの発想を取り入れた整備を可能な範囲で実施します。</p> <p>道路課では、高齢者や障がい者の利便性及び安全性の観点から点字ブロックの更新及び潤いある歩道として舗装のカラー化、東口駅前広場の歩道整備を進めます。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東口駅前広場の歩道整備延長(m) (カラー舗装は最終年度予定の為除く)	20	20	20	20	20	20

※令和5年度は見込み値

事業名	② 公共交通整備事業	担当	都市計画課
概要と現状	高齢者や障がい者等が主体的に地域に出て行けるよう、移動手段のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化など、移動環境の整備を進めています。		
方向性	<p>公共交通体系の検討とともに、バス事業者と協力して、路線バスの利用促進及び車両やバス停のバリアフリー化に努めます。具体的には、バス事業者への補助による超低床ノンステップバスの導入や、バス待ちスポットの利用促進を図ります。利用者の多いバス停に上屋を設置し、環境整備に努めます。</p> <p>また、蓮田駅ホームからの転落防止対策を JR 東日本に要望していきます。併せて、蓮田駅下り線ホームから西口駅前広場に直結する地上改札の設置について要望していきます。</p>		

事業名	③ 住宅改修支援事業 (ユニバーサルデザイン住宅等改修資金補助)	担当	商工課			
概要と現状	全ての人が使いやすい住宅等の整備を促進するため、個人住宅等の改修を行うことに対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。					
方向性	全ての人が使いやすい住宅等の整備を促進するため、市内施工業者により行われるユニバーサルデザインの考え方に基づく住宅改修を行うことに対し、引き続き補助金を交付します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数(件)	6	10	10	10	10	10

※令和5年度は見込み値

第6章 介護保険事業計画

第1節 介護保険事業の実績と見込み

1 居宅（介護予防）サービス

居宅（介護予防）サービスとは、在宅生活を送る人を対象とした介護保険の介護サービス全般を指します。

高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、充実が必要なサービス事業にあっては、事業者の参入を促すことにより適切な各種サービスの確保に努めます。

① 訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・相談を行います。通院時の乗降介助なども利用できます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	342	362	393	422	439	452

※令和5年度は見込み値

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス (人/月)	36	39	36	43	47	50

※令和5年度は見込み値

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

心身機能の維持や回復のために、看護師や保健師、理学療法士等が居宅を訪問し療養や診療の介助を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	12	11	12	13	13	14
介護サービス (人/月)	186	201	214	233	244	255

※令和5年度は見込み値

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問し理学療法や作業療法、その他のリハビリテーションを行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	7	15	17	18	19	19
介護サービス (人/月)	81	92	100	106	112	117

※令和5年度は見込み値

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	21	25	31	29	29	31
介護サービス (人/月)	445	488	525	580	610	638

※令和5年度は見込み値

⑥ 通所介護

通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練・相談を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	514	545	589	614	639	661

※令和5年度は見込み値

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

心身機能の維持回復や自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や医療機関において、日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	85	77	69	64	65	67
介護サービス (人/月)	322	320	329	350	365	380

※令和5年度は見込み値

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等や老人短期入所施設へ短期入所する方に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	0	0	1	1	1	1
介護サービス (人/月)	95	82	87	106	109	116

※令和5年度は見込み値

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等へ短期入所する方に対し、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	0	1	0	1	1	1
介護サービス (人/月)	31	35	49	57	59	63

※令和5年度は見込み値

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅で自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具の貸与を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	125	131	134	147	151	155
介護サービス (人/月)	891	964	1,005	1,058	1,106	1,149

※令和5年度は見込み値

⑪ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、同一年度 10 万円を上限とする購入に要した費用を補助します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	2	3	3	4	4	4
介護サービス (人/月)	18	19	18	22	23	24

※令和5年度は見込み値

⑫ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅で自立した日常生活を営めるように、20 万円を上限とする住宅改修に要した費用を補助します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	4	4	5	5	5	6
介護サービス (人/月)	12	15	13	17	18	18

※令和5年度は見込み値

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等に特定施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	17	19	17	20	20	20
介護サービス (人/月)	162	172	181	193	198	203

※令和5年度は見込み値

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターがサービスの利用計画を作成し、適切なサービス提供が受けられるように管理を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	196	194	199	200	205	210
介護サービス (人/月)	1,337	1,408	1,480	1,548	1,612	1,672

※令和5年度は見込み値

2 地域密着型（介護予防）サービス

地域密着型（介護予防）サービスとは、地域の実情を反映し、きめ細かく対応できる小規模事業所により提供されるサービスです。原則として、市内の被保険者のみが利用可能です。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を併せてサービスを行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	4	2	5	5	5	6

※令和5年度は見込み値

② 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスを行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値

③ 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設において、食事や入浴等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	91	99	112	117	121	126

※令和5年度は見込み値

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方等が特別養護老人ホームやデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助や機能訓練を受けます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス (人/月)	7	8	9	11	12	12

※令和5年度は見込み値

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方に対し、共同生活住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス (人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス (人/月)	106	106	105	113	121	124

※令和5年度は見込み値

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、必要に応じて宿泊や訪問（介護・看護）のサービスを行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	2	6	6	12	14	16

※令和5年度は見込み値

3 施設サービス

施設サービスとは、自宅で介護を受けることが困難な要介護者が、施設に入所して介護を受けることのできるサービスです。

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	391	390	383	409	416	423

※令和5年度は見込み値

② 介護老人保健施設

安定した病状期にあり看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助の必要な方に対し、在宅への復帰をめざして、リハビリテーション等のサービスを行います。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	201	198	189	203	207	211

※令和5年度は見込み値

③ 介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設となり、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスとなります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス (人/月)	4	6	6	6	6	6

※令和5年度は見込み値

第2節 地域支援事業の実績と見込み

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・2及び総合事業該当の方を対象とするサービスで、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実を図ることで、地域の支えあいの体制づくりをめざすものです。

事業名	① 訪問型サービス	担当	在宅医療介護課			
概要と現状	要支援者や事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問介護相当サービス及び生活支援サービスのみを提供する訪問型サービスAを実施しています。					
方向性	サービスの利用状況を把握し、必要なサービス量の確保や質の向上を図り、要支援者等が自立した生活が送れるよう支援を行います。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ人数(人)	688	779	900	1,000	1,100	1,200

※令和5年度は見込み値

事業名	② 通所型サービス	担当	在宅医療介護課			
概要と現状	要支援者や事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づき、通所介護相当サービス、通所型サービスA及び短期間で機能訓練等を行う短期集中予防サービスCを実施しています。					
方向性	サービスの利用状況を把握し、必要なサービス量の確保や質の向上を図り、要支援者等の生活機能が向上することをめざして、支援を行います。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ人数(人)	1,592	1,646	1,750	1,850	1,950	2,050

※令和5年度は見込み値

事業名	③ 介護予防ケアマネジメント	担当	在宅医療介護課			
概要と現状	介護予防及び生活支援を目的として要支援者等に対するアセスメントを行い、その心身の状況、置かれている環境に応じた本人の選択に基づき、適切にサービスが提供され、自立した生活につながるよう支援を行っています。					
方向性	高齢者が要介護状態になることを予防し、要支援者が自立した生活を送ることができるよう支援していきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント数(件)	1,524	1,641	1,700	1,800	1,900	2,000

※令和5年度は見込み値

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、本市の全ての第1号被保険者を対象として実施しています。また、地域の通いの場で住民が主体となって、介護予防に取り組み、人と人とのつながりを通じて、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりをめざします。

事業名	① 介護予防把握事業	担当	在宅医療介護課			
概要と現状	生活機能が低下し、介護予防の取組が必要な高齢者を早期に把握し、介護予防事業等への参加を促すために、健診等の機会や70歳のかたを対象として基本チェックリストを配布しています。また、医療機関、民生委員その他地域住民、本人・家族や庁内関係部署との連携等により情報を収集し、把握に努めています。					
方向性	基本チェックリストにより把握した高齢者の情報や、その他の方法により収集した情報を活用し、介護予防の取組や支援を必要とする者を早期に把握し、介護予防活動につなげていくことで、要介護状態の予防を図っていきます。					

事業名	② 介護予防普及啓発事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	高齢者一人ひとりが主体的に介護予防に取り組めるよう、パンフレットの配布等により基本的な知識の普及啓発を図っています。また、運動器の機能維持向上を図る事業、認知症予防講座等の介護予防教室を実施しています。					
方向性	高齢者が健康で自立した生活を続けるためには、早い段階から介護予防に関心を持ち、正しい知識を身につけておくことが大切です。今後も介護予防に関する各種講座や健康体操を活用した運動教室等を開催し、行動変容につなげていきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運動習慣支援事業(回数)	40	60	60	60	60	60
認知症予防講座(回数)	19	18	21	21	21	21

※令和5年度は見込み値

事業名	③ 地域介護予防活動支援事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	住民自身が運営主体となって行う介護予防活動は、身近な活動場所で実施する必要性があり、地域において取り組みやすい環境を整えていくことが大切です。 介護予防に効果のあるおもりを使った体操(はすぴい元気体操)を住民運営で開催する団体を支援します。また、運営の担い手として活動する人材(はすぴいスマイルフィット)を育成する講座を開催しています。					
方向性	地域における自発的な介護予防活動を担うことのできる人材の育成やその活動への支援を行う事業として、「はすぴいスマイルフィット(介護予防サポーター)」養成事業を実施し、事業の拡大をめざします。 また、住民運営の教室で実施している「はすぴい元気体操」の継続的な活動の支援や新規の活動の開始に向けて多様な活動団体等へ普及啓発を行っていきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サポーター養成者数(人)(はすぴいスマイルフィット)	9	22	40	40	40	40
はすぴい元気体操実施か所数(か所)	37	37	38	38	39	40
はすぴい元気体操参加人数(人)	626	831	1,096	1,096	1,096	1,096

※令和5年度は見込み値

事業名	④ 一般介護予防事業評価事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。					
方向性	介護予防事業を効果的に実施するために、目標値の設定を検討しながら事業を評価、分析していきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防事業の参加率(%)※	4	4.9	6	6	6	6

※参加率:普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業参加者数/高齢者人口×100
※令和5年度は見込み値

事業名	⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	介護予防の推進に当たっては、その機会の拡充とともに、質の維持・向上にも取り組んでいく必要があります。地域における介護予防の取組を強化するために、住民運営の通いの場にリハビリテーション専門職等を派遣し、また、自立支援に資する地域ケア会議の助言者としてもリハビリテーション専門職等を配置しています。					
方向性	住民運営の通いの場にリハビリテーション専門職等を派遣し、地域における介護予防の取組に専門的な視点を加え、質の維持・向上を図っていきます。また、自立支援に資する地域ケア会議にリハビリテーションの専門職からの助言を受けられる体制を整えることにより介護保険サービス利用者の自立支援、重度化防止を支援するケアマネジメントを実践していきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民運営の通いの場への派遣延べ件数(件)	38	87	37	40	40	40
自立支援型地域ケア会議助言者配置延べ件数(件)	14	18	18	18	18	18

※令和5年度は見込み値

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターと関係機関及び地域とのつながりを強化し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

事業名	① 地域包括支援センターの運営			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	<p>地域包括支援センターは、日常生活圏域(3圏域)ごとに設置し、包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等)の実施機関として、適正な事業運営を行います。</p> <p>3圏域の地域包括支援センターで連携し、統一された総合相談窓口として、地域包括ケアの中核機関の役割を果たします。</p>					
方向性	<p>地域包括支援センターの人員基準を遵守し、地域包括ケアの中核機関としての機能強化を図ります。また、地域包括支援センターについて、身近な相談窓口として、より多くの方に周知されるよう普及に努めます。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
センター設置数(か所)	3	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込み値

事業名	② 総合的な相談支援・権利擁護事業 (高齢者虐待の防止と養護者支援)			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	<p>地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族から様々な相談を受けて、必要な支援やサービスにつなげていきます。また、虐待や消費者被害から高齢者を守るため、社会福祉士が中心となって、関係機関との連絡調整、高齢者見守り支援ネットワークの活用、成年後見制度利用などによる支援を行います。</p> <p>関係機関と連携し高齢者虐待の早期発見・早期対応をめざします。また、養護者に対して必要な支援を行います。</p>					
方向性	<p>高齢者やその家族からの様々な相談に対応できるよう、専門職員のスキルアップを図るとともに、地域の保健、医療、福祉、介護等の様々な関係機関や団体との連携を強化します。また、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して社会生活を営むことができるよう、支援体制の充実を図ります。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
センター相談件数(件)	3,667	3,980	4,000	4,000	4,000	4,000

※令和5年度は見込み値

事業名	③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の関係機関の連携体制の構築や、介護支援専門員への後方支援を行います。					
方向性	地域包括支援センターの主任介護支援専門員が中心となって、関係者の連携を図るよう取り組みます。また、介護支援専門員の資質向上をめざした研修会や情報交換等の開催、困難事例への相談・助言を行います。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護支援専門員研修会(回)	2	2	2	2	2	2
延べ参加者数(人)	85	61	80	80	80	80

※令和5年度は見込み値

事業名	④ 地域ケア会議			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすために、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート、及び資源やサービス等の開発により包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現することが求められています。</p> <p>高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図るための手段のひとつとして地域ケア会議を開催します。</p>					
方向性	地域ケア会議として、多職種協働による自立支援に資するケアマネジメントを支援する会議、地域の課題を抽出し共有する会議及び高齢者を見守るネットワークを構築する会議の3種類の地域ケア会議を開催し、高齢者の尊厳ある主体的な生活を実現できることをめざしていきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援に資するケアマネジメント支援会議(回)	7	9	9	9	9	9
地域課題の抽出会議(回)	0	5	5	5	5	5
高齢者見守り支援ネットワーク会議(回)	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み値

(2) 在宅医療・介護連携の推進

後期高齢者が増加している現状において、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる体制の構築が必要となっています。そのために、医療・介護関係者の連携強化、地域住民のかたへ在宅医療・介護について周知を図る事業を実施しています。事業の推進にあたっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び介護事業所等の医療・介護関係機関や関係市町などと連携し、多職種協働による包括的・継続的なサービス提供を可能とする環境整備を行います。

事業名	①医療・介護関係者の連携			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた場所で自分らしい生活を続けられるために、医療・介護の多職種の連携を強化し、必要な医療、介護が在宅にて提供される体制を整備する必要があります。					
方向性	医療・介護の多職種の連携を強化し、資質向上や情報共有を図るための研修会を開催します。また、課題の把握や対応策の施策化に向けた検討など、医療・介護関係者と協議を行う会議を開催します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括ケア推進 代表者会議の開催 (回)	2	2	2	2	2	2
在宅医療・介護関 係者研修会の開催 (回)	3	3	3	3	3	3
在宅医療・介護関 係者研修会の 延べ参加者(人)	89	92	100	100	100	100

※令和5年度は見込み値

事業名	② 日常の療養支援			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた場所で生活を続けられるために、必要な医療、介護が在宅にて提供される体制を整備する必要があります。					
方向性	医療・介護サービス資源の調査の実施により、医療・介護ニーズへの対応がどの程度可能であるか把握し、情報を「在宅医療・介護連携ガイド」として作成し、関係者・市民への情報提供を行います。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連 携ガイド配布数	167	174	175	175	175	175

※令和5年度は見込み値

事業名	③ 入退院支援			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、入退院を繰り返すことなく、望む場所での生活を続けられることをめざします。そのためには、入院と在宅療養の一連の流れの中で、医療・介護の関係者が協働・情報提供を行い、一体的でスムーズなサービス提供が必要です。					
方向性	医療・介護関係者間での入退院支援ルールを活用を広め、住民に「通院・入院時あんしんセット」の周知・普及を図ります。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入退院支援ルールを活用した事業所数	—	—	—	50	60	70

※令和5年度は見込み値

事業名	④ 急変時の対応			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	在宅で療養生活を送る高齢者の急変時にも、本人の意思が尊重された適切な対応が行われることをめざします。そのためには、医療・介護・消防の連携による、本人の意向の共有が図られる必要があります。					
方向性	急変時の連携体制について現状を把握し課題を共有するための、医療・介護・消防関係者による情報交換会等、連携強化に取り組んでまいります。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報交換会等の開催(回)	—	—	—	1	1	1

※令和5年度は見込み値

事業名	⑤ 看取り			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最終段階においても意思が尊重され、望む場所で最期を迎えられることをめざします。そのためには、住民が医療や介護の意思決定や、在宅での看取りが可能であることについて認識・理解を深め、医療・介護関係者が本人や家族と人生の最終段階における意思を共有することが必要です。					
方向性	地域住民が在宅での医療、看取りについての認識・理解を深められるように、在宅医療・介護についての講座の開催や、蓮田市エンディングノートを活用した意思決定支援、ACPの普及啓発に取り組みます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療と介護の市民講座延べ参加者数(人)	88	95	120	100	100	100
蓮田市エンディングノート配布と説明会参加者数(人)	171	142	80	100	100	100
ACP普及啓発講座の参加者数(人)	—	—	—	80	80	80

※令和5年度は見込み値

(3) 認知症施策の推進

認知症高齢者等の増加に対応し、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良好な環境で暮らし続けられることができる社会」の実現をめざした取組を行います。

また、若年性認知症や高次脳機能障害など障害福祉分野等とも連携しながら、重層的な相談支援体制を整備していきます。

事業名	① 認知症初期集中支援推進事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	認知症は、早期からの適切な診断や対応が必要であることから、医療と介護の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の初期段階で認知症の人やその家族に対して自宅訪問を行い、医療や介護のサービスにつなげる等の個別支援を行います。					
方向性	「認知症初期集中支援チーム」を継続して設置し、事業の周知普及を図りながら、認知症の人や家族への早期相談対応に努めていきます。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チームの設置(か所)	1	1	1	1	1	1
認知症初期集中支援チーム支援件数(件)	15	11	15	15	15	15

※令和5年度は見込み値

事業名	② 認知症地域支援・ケア向上事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症のケア向上を図るための取組を推進することが重要となります。そのため、医療機関や介護サービス等の支援機関の連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。認知症の人への支援として、認知症の人本人の意見を把握し、本人の視点を反映することが求められており、その具体的な取組について地域支援推進員同士で検討を行い、施策の充実をめざします。					
方向性	地域支援推進員を地域包括支援センターごとに配置し、地域の支援機関の連携体制を構築し、認知症の人や家族への相談支援の充足を図ります。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員の配置(人)	4	5	8	6	6	6

※令和5年度は見込み値

事業名	③ 認知症高齢者等を介護する家族への支援	担当	在宅医療介護課			
概要と現状	認知症高齢者等の介護をする家族(ケアラー)が、介護の悩みを相談し合い、情報の交換や共有を行うことで、介護の負担を少しでも和らげるよう、認知症の人を介護する家族のつどいを開催し、家族同士の交流の機会を提供します。					
方向性	家族のつどいの開催については、広報やホームページ、相談窓口、介護支援専門員や民生委員の集まり等を通じて広く周知し、できるだけ多くの家族同士が定期的、継続的に交流できることをめざします。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族のつどい開催(回)	5	6	6	6	6	6
延べ参加者数(人)	38	35	35	40	40	40

※令和5年度は見込み値

(4) 生活支援サービスの体制整備

元気な高齢者をはじめとした、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなど多様な主体による生活支援サービスの提供体制づくりに取り組みます。

事業名	① 生活支援体制整備事業			担当	在宅医療介護課	
概要と現状	<p>支援を必要とする高齢者を地域で支えるために、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を活用しながら、住民同士がつながり、支え合う地域づくりをめざした体制整備が必要です。</p> <p>協議体では、高齢者の生活を支える団体等が情報を共有し、連携して地域の支え合いの体制づくりを進めています。また、生活支援コーディネーターと協議体の協働により、社会資源の情報誌を作成するなど、気軽につどい、支え合える地域づくりを推進しています。</p>					
方向性	<p>生活支援コーディネーターを配置し、地域の状況や課題の把握、生活支援の担い手の養成、サービス等の開発、関係者間のネットワーク構築に取り組んでいきます。</p> <p>生活支援コーディネーターは、市全域を支援する第1層コーディネーター1名と、中学校地区(全5地区)ごとに支援する第2層コーディネーター各1名、合計6名を配置して推進します。</p> <p>また、就労的活動支援コーディネーターの配置等、就労や社会参加の意欲が高い高齢者への支援のあり方を検討します。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議体の設置(か所)	6	6	6	6	6	6
生活支援コーディネーターの配置(人)	6	6	6	6	6	6

※令和5年度は見込み値

3 任意事業

(1) 介護給付適正化事業

本市は、平成12年の介護保険制度開始以来「埼玉県介護給付適正化計画」に基づき、介護給付の適正化に努めてきました。今後も引き続き、当該計画に基づいた適正化の取組を実施します。

事業名	① 介護給付適正化事業	担当	長寿支援課
概要と現状	<p>介護給付の適正化は、介護サービスを必要とする人を適正に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なサービスを見極め、事業者がルールに従って適正なサービスを提供するよう促すことです。</p> <p>適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、持続可能な介護保険制度の構築のため、介護給付適正化事業を実施しています。</p>		
方向性	<p>国が示した「第6期介護給付適正化計画に関する指針」及び「埼玉県第6期介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化に向けた主要事業の取組を継続します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検 ・要介護認定の適正化 ・医療情報との突合・縦覧点検 		

(2) 家族介護支援事業

高齢者の安全を確保するとともに、いわゆる老老介護者やヤングケアラーを含む、家族介護者（ケアラー）の負担を軽減させるための事業を推進します。

事業名	① 認知症高齢者等見守り事業	担当	長寿支援課・ 在宅医療介護課
概要と現状	<p>徘徊高齢者等の現在位置を探索するための端末機器及び付属品を家族等に貸し出すことや、身元の特定につながるシール等の配布により、徘徊高齢者等の早期保護と身元の判明を図るとともに、認知症高齢者等を在宅で介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。</p>		
方向性	<p>認知症高齢者等を在宅で介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、事業の周知にも努めていきます。また、家族等から利用状況や意見を伺いながら、より活用しやすい事業になるように検討していきます。</p>		

(3) その他の事業

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、成年後見制度の利用支援や普及、介護相談員の派遣などに取り組みます。

事業名	① 成年後見制度利用支援事業(再掲 P48)	担当	長寿支援課			
概要と現状	<p>認知症等により事理弁識能力が不十分で、かつ支援を行う 2 親等内の親族がないなどの理由により、財産管理や身上監護など必要な保護が図れない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用支援を行います。</p> <p>支援の内容は、家庭裁判所への成年後見等審判開始の市長申し立て、及び同申し立てにより後見人等が選任された対象者のうち、経済的困窮者への後見人等の報酬を助成しています。</p>					
方向性	<p>高齢者人口の増加と平均寿命の伸長により、認知症高齢者の数も増えていくことが予想されるため、今後も事業を推進していきます。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立利用者数(人)	1	3	1	1	1	1
後見人等報酬助成者数(人)	0	0	0	2	3	4

※令和5年度は見込み値

事業名	② 認知症サポーター養成事業	担当	在宅医療介護課			
概要と現状	<p>認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を多数養成するため、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。</p>					
方向性	<p>認知症サポーターの養成は、受講者を募集して開催する講座と、市民グループや企業、学校等からの要請により随時開催する講座にて実施します。認知症サポーターを幅広い年代にて養成し、今後ますます増加する認知症高齢者の生活を地域で支えていくことをめざします。</p>					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座講座開催数(回)	12	14	15	15	15	15
認知症サポーター養成講座延べ参加者数(人)	444	759	500	500	500	500

※令和5年度は見込み値

事業名	③ 配食サービス事業(再掲 P42)			担当	長寿支援課	
概要と現状	身体的・精神的理由により自ら調理を行うことができないひとり暮らし高齢者等に、高齢者用に調理された昼食を配達することで、高齢者の見守り(安否確認)と栄養改善を図っています。					
方向性	高齢者人口の増加と世帯形態の変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、日中独居の高齢者が増加しています。高齢者の安否確認と栄養改善を目的に、今後も継続して事業を実施します。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人員(人)	50	43	45	60	60	60
延べ配食数(食)	4,400	4,181	4,300	5,000	5,000	5,000

※令和5年度は見込み値

事業名	④ 介護相談員派遣事業			担当	長寿支援課	
概要と現状	サービス利用者の苦情や不満の解消及びサービスの改善を図るため、介護相談員派遣事業を推進しています。					
方向性	引き続き、介護相談員を施設系事業所へ派遣し、施設入居者の相談・苦情等への対応を図ります。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設への派遣回数(回)	0	19	36	36	36	36

※令和5年度は見込み値

事業名	⑤ 住宅改修理由書作成支援事業			担当	長寿支援課	
概要と現状	居宅介護支援事業者等が、居宅介護支援の提供を受けていない被保険者を対象に、住宅改修の理由書を作成することに対し、手数料を支払っています。					
方向性	引き続き、住宅改修理由書作成のための支援を行います。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数(件)	4	5	6	12	12	12

※令和5年度は見込み値

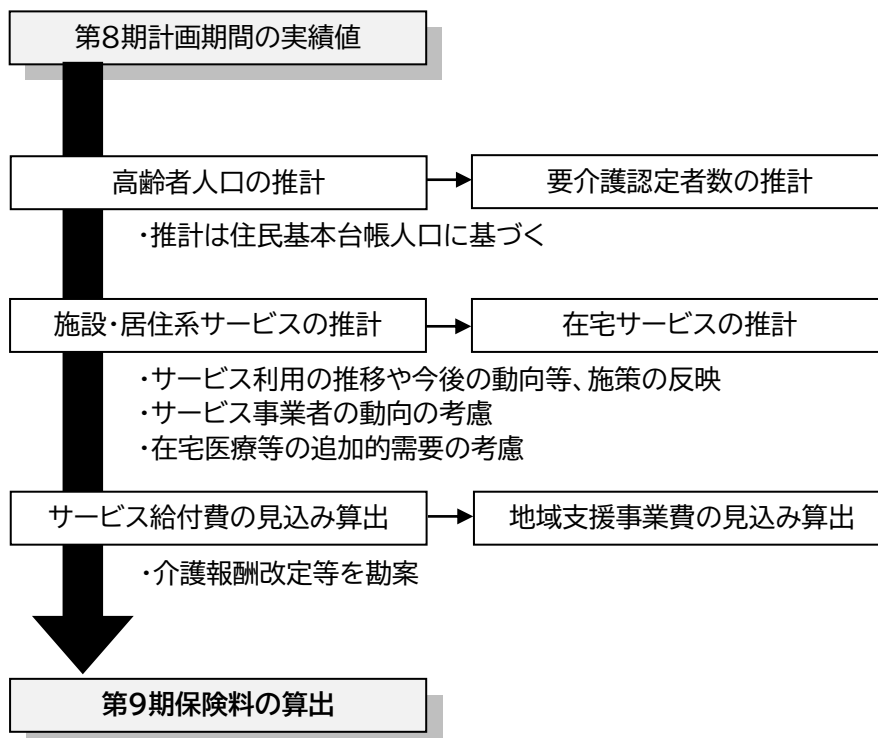
第3節 第9期介護保険事業の見通し

1 介護保険料の算出フロー

本計画のサービス見込量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される「見える化システム」を活用しています。

算出の過程においては、本市の実績（第8期計画期間）を基に、本市の実情や将来の見込み等を勘案し、算出しています。

なお、「見える化システム」に基づく推計値であるため、予算額とは一致しません。



2 介護保険サービス等の見込み量

本計画期間における介護サービス給付費の見込みは、次のとおりとなります。

(1)介護サービス

①居宅サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
訪問介護	年額	322,226	338,483	348,799	384,409	394,417
	回/月	8,668.4	9,102.7	9,382.1	10,334.5	10,625.8
	人/月	422	439	452	499	499
訪問入浴介護	年額	38,160	42,194	44,468	44,225	46,717
	回/月	241.6	266.9	281.2	279.6	295.3
	人/月	43	47	50	50	53
訪問看護	年額	139,053	146,170	153,178	160,465	163,441
	回/月	2,199.1	2,307.4	2,415.2	2,538.5	2,578.4
	人/月	233	244	255	271	274
訪問リハビリテーション	年額	51,126	54,012	56,381	60,415	61,516
	回/月	1,409.0	1,487.3	1,552.5	1,663.3	1,692.9
	人/月	106	112	117	125	127
居宅療養管理指導	年額	101,285	106,699	111,620	118,145	120,892
	人/月	580	610	638	675	690
通所介護	年額	549,984	575,316	596,176	648,736	648,750
	回/月	5,956.0	6,205.7	6,422.9	7,012.9	6,959.9
	人/月	614	639	661	723	715
通所リハビリテーション	年額	299,060	315,893	329,087	350,084	371,959
	回/月	2,978.0	3,115.2	3,242.4	3,445.2	3,644.2
	人/月	350	365	380	404	427
短期入所生活介護	年額	115,795	119,333	127,179	136,012	139,923
	日/月	1,067.0	1,098.4	1,168.9	1,253.7	1,287.1
	人/月	106	109	116	125	127
短期入所療養介護 (老健)	年額	57,200	60,013	63,511	66,204	68,059
	日/月	379.6	396.7	420.5	439.0	451.4
	人/月	57	59	63	66	68
短期入所療養介護 (病院等)	年額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	年額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	年額	176,315	185,221	193,165	206,652	210,950
	人/月	1,058	1,106	1,149	1,242	1,248
特定福祉用具購入費	年額	7,962	8,326	8,721	9,422	9,094
	人/月	22	23	24	26	25
住宅改修費	年額	19,397	20,600	20,600	21,701	21,701
	人/月	17	18	18	19	19
特定施設入居者生活 介護	年額	468,957	482,310	495,070	539,264	554,443
	人/月	193	198	203	221	226
小計(A)	年額	2,346,520	2,454,570	2,547,955	2,745,734	2,811,862

②地域密着型サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年額	9,562	9,574	12,453	12,453	12,453
	人/月	5	5	6	6	6
夜間対応型訪問介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年額	96,368	100,422	105,235	112,646	113,765
	回/月	949.9	986.5	1,029.7	1,112.6	1,112.0
	人/月	117	121	126	137	135
認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	年額	24,722	27,650	27,650	29,630	29,630
	人/月	11	12	12	13	13
認知症対応型共同生活介護	年額	346,044	371,424	380,697	391,754	395,294
	人/月	113	121	124	128	129
地域密着型特定施設入居者生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	年額	49,955	59,180	67,399	58,237	62,052
	人/月	12	14	16	14	15
小計(B)	年額	526,651	568,250	593,434	604,720	613,194

③施設サービス給付費

単位:給付費(千円)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護老人福祉施設	年額	1,309,974	1,334,216	1,356,966	1,494,755	1,570,406
	人/月	409	416	423	465	488
介護老人保健施設	年額	719,566	735,247	750,018	820,431	841,116
	人/月	203	207	211	232	237
介護医療院	年額	25,921	25,954	25,954	34,605	34,605
	人/月	6	6	6	8	8
小計(C)	年額	2,055,461	2,095,417	2,132,938	2,349,791	2,446,127

④居宅介護支援給付費

単位:給付費(千円)、人数(人)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
居宅介護支援	年額	286,493	299,224	310,776	335,025	334,934
	人/月	1,548	1,612	1,672	1,808	1,798
小計(D)	年額	286,493	299,224	310,776	335,025	334,934

⑤介護給付費

単位:千円

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
小計(A) 居宅サービス	年額	2,346,520	2,454,570	2,547,955	2,745,734	2,811,862
小計(B) 地域密着型サービス	年額	526,651	568,250	593,434	604,720	613,194
小計(C) 施設サービス	年額	2,055,461	2,095,417	2,132,938	2,349,791	2,446,127
小計(D) 居宅介護支援	年額	286,493	299,224	310,776	335,025	334,934
小計(E)	年額	5,215,125	5,417,461	5,585,103	6,035,270	6,206,117

(2)介護予防サービス

①介護予防サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

(1) 介護予防サービス	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防訪問入浴介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年額	7,063	7,072	7,634	8,195	7,634
	回/月	122.9	122.9	132.7	142.5	132.7
	人/月	13	13	14	15	14
介護予防訪問リハビリテーション	年額	6,328	6,724	6,724	7,726	6,724
	回/月	184.6	195.9	195.9	225.1	195.9
	人/月	18	19	19	22	19
介護予防居宅療養管理指導	年額	4,168	4,173	4,485	4,743	4,485
	人/月	29	29	31	33	31
介護予防通所リハビリテーション	年額	28,012	28,560	29,585	38,172	41,560
	人/月	64	65	67	87	95
介護予防短期入所生活介護	年額	199	200	200	200	200
	日/月	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	年額	257	257	257	257	257
	日/月	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	年額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	年額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年額	10,518	10,802	11,087	12,095	11,232
	人/月	147	151	155	169	157
特定介護予防福祉用具購入費	年額	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105
	人/月	4	4	4	4	4
介護予防住宅改修費	年額	7,322	7,322	8,762	8,762	8,762
	人/月	5	5	6	6	6
介護予防特定施設入居者生活介護	年額	18,874	18,898	18,898	16,698	15,597
	人/月	20	20	20	18	17
小計(F)	年額	83,846	85,113	88,737	97,953	97,556

②地域密着型介護予防サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

(2) 地域密着型介護予防サービス	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小計 (G)	年額	0	0	0	0	0

③介護予防支援給付費

単位:給付費(千円)、人数(人)

(3) 介護予防支援	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防支援	年額	11,507	11,810	12,099	12,906	14,060
	人/月	200	205	210	224	244
小計 (H)	年額	11,507	11,810	12,099	12,906	14,060

④予防給付費

単位:千円

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
小計 (F) 介護予防サービス	年額	83,846	85,113	88,737	97,953	97,556
小計 (G) 地域密着型介護予防サービス	年額	0	0	0	0	0
小計 (H) 介護予防支援	年額	11,507	11,810	12,099	12,906	14,060
小計 (I)	年額	95,353	96,923	100,836	110,859	111,616

(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み

①標準給付費

単位:千円

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
総給付費	年額	5,310,478	5,514,384	5,685,939	6,146,129	6,317,733
小計(E) 介護給付費	年額	5,215,125	5,417,461	5,585,103	6,035,270	6,206,117
小計(I) 予防給付費	年額	95,353	96,923	100,836	110,859	111,616
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	年額	133,207	137,410	141,212	154,200	153,016
特定入所者介護サービス費等給付額	年額	131,353	135,326	139,070	154,200	153,016
見直しに伴う財政影響額	年額	1,854	2,084	2,142	0	0
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	年額	137,945	142,326	146,264	159,326	158,102
高額介護サービス費等給付額	年額	135,719	139,825	143,693	159,326	158,102
見直しに伴う財政影響額	年額	2,226	2,502	2,571	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	年額	21,959	22,624	23,250	25,779	25,581
算定対象審査支払手数料	年額	3,340	3,441	3,537	3,921	3,891
小計(K)	年額	5,606,929	5,820,185	6,000,201	6,489,355	6,658,323

②地域支援事業費(単位:千円)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
地域支援事業費(L)	年額	167,008	171,570	177,901	158,571	150,478
介護予防・総合事業費	年額	71,601	75,186	80,503	66,468	58,746
包括的支援事業・任意事業費	年額	95,406	96,384	97,398	92,103	91,732

③給付費総額(単位:千円)

	単位	第9期計画見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
小計(K) +地域支援事業費(L)	年額	5,773,937	5,991,755	6,178,102	6,647,926	6,808,801

3 第1号被保険者の介護保険料

(1)介護保険事業の財源構成

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、保険料（第1号、第2号被保険者）と公費（国、県、市）で、概ね50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次のとおりとなります。

		介護給付費等 (施設等分を除く)	介護給付費等 (施設等分)	介護予防・日常生活 支援総合事業費	包括的支援事業・ 任意事業費
保険料	第1号 被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
	第2号 被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	—
公費	国	※25.0%	※20.0%	※25.0%	38.5%
	県	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
	市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※国負担分のうち、5.0%相当は、各市町村の高齢者割合や所得段階区分による高齢者割合当をふまえ調整された額が「調整交付金」として交付されます。

(2)第9期計画期間(本計画)の所得段階及び保険料率

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、所得段階の弾力化や介護保険給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、本市における第9期の介護保険料を次のとおり設定します。

第9期の介護保険料基準額（月額）は、算定中 円となります。

■所得段階及び保険料率

段階区分	対象者		所得等	保険料率	保険料額	
	市民税課税状況				月額	年額
	世帯	本人				
算定中						

※第1段階～第3段階は、低所得者軽減として公費が投入された後の料率及び金額です。

第4節 介護保険制度の円滑な運営

1 基盤整備の方針

現状

本市においては、身近で住み慣れた地域において介護サービスが受けられるよう、日常生活圏域を考慮した基盤整備を進める必要があります。

そのため、3圏域のバランスを考慮した基盤整備を進め、加えて、高齢者人口等の状況を踏まえ、適切な施設整備に努めています。(次ページ参照)

今後の方向性

本市では、介護保険施設等のサービスの基盤整備について、既存施設の整備意向や入所待機者の状況、地域の事業所整備状況等を踏まえ、保険者として適正に介護保険事業を運営できるように、計画的にサービス基盤整備を行います。

第9期計画期間においては、施設の入居等の現状を踏まえ、追加の施設整備を公募するか検討しています。

なお、本市では未整備・未実施のサービスも含め、引き続き県との調整を図り、利用ニーズに対し、適切なサービス提供体制の整備に努めます。

整備実績と計画

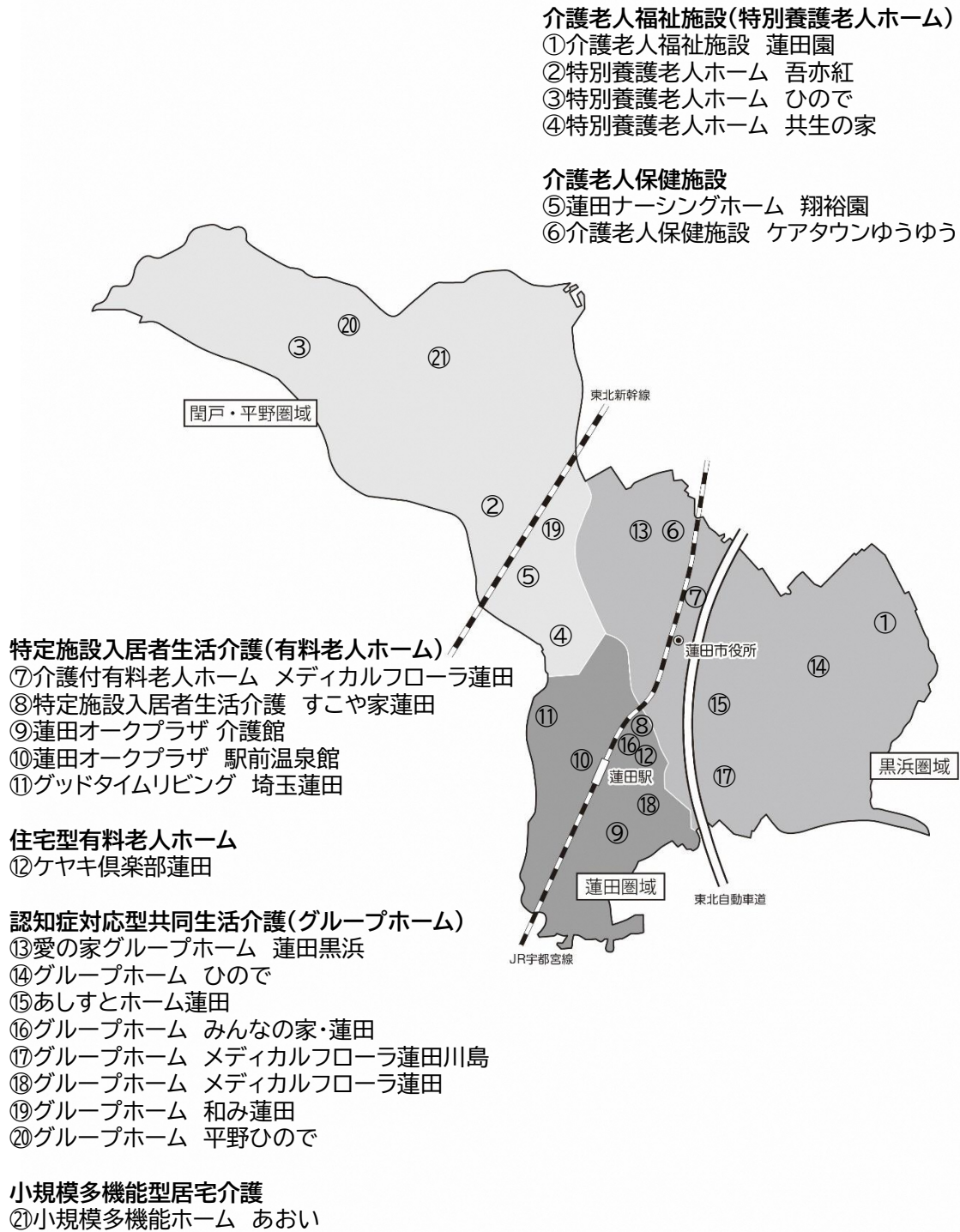
■施設・居住系サービス

区分	第8期計画・整備実績			第9期計画・予定		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	—	—	1施設(定員100人)			

■地域密着型サービス

区分	第8期計画・整備実績			第9期計画・予定		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	—	1施設(2ユニット)	—			

■【参考】令和5年10月1日現在、市内施設系サービスの配置図



2 介護給付適正化の方針（蓮田市介護給付適正化計画）

本市では、介護保険事業計画に介護給付適正化に関する取組施策と目標を定め、持続可能な介護保険制度の構築をめざします。

これまでの介護給付適正化主要5事業は3事業に再編されることとなり、住宅改修・福祉用具点検はケアプラン点検に統合、介護給付費通知は主要事業から除外されることとなりました。

■主要3事業の概要

ケアプラン点検	ケアプランが適切なものであるかをケアマネジャーとともに検証し、健全な給付の実施を図るため、ケアプラン点検を実施します。 住宅改修等においては、事前申請時の書面審査だけでなく、必要に応じて訪問調査を実施し、利用者の実情を確認した上で給付の決定を行います。					
要介護認定の適正化	認定調査結果については、直営分も含め全件の点検を行います。また、認定調査員の資質向上を目的とした研修等を行います。					
医療情報との突合・縦覧点検	埼玉県国民健康保険団体連合会からの医療情報と介護情報を基に、サービスの整合性や算定日数等の情報を点検し、誤請求や重複請求があった場合は、事業所へ過誤申立等の指導を行います。					
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検(件)	8	8	8	8	8	8
重複請求縦覧点検(件)	76	52	50	50	50	50

3 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。本市では、市民をはじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、市内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会	本委員会は、計画改定にあたり設置される委員会として、現行の事業進捗の状況や法制度の施行内容の説明等、計画策定に係る内容を調査審議するための会議です。引き続き、計画の推進状況や重要事項についての審議を進め、活動の充実を図ります。
地域包括支援センター運営等協議会	本協議会は、蓮田市地域包括支援センターの組織及び運営並びに地域密着型サービスの指定に関する内容を協議する会議です。今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが機能を十分に発揮できるように活動の充実を図ります。
地域包括ケア推進代表者会議	本会議は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するための政策形成や、資源開発を検討する会議です。

(2)介護保険事業の質の向上・確保

事業者への適切な指導	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
介護支援専門員などに対する支援	解決困難な問題を抱える利用者を支援する介護支援専門員(ケアマネジャー)などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談・助言などの支援を行います。また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。
苦情相談体制の充実	介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、市が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。 また、必要に応じて「埼玉県国民健康保険団体連合会」や「埼玉県運営適正化委員会」など第三者機関等につなげます。
福祉サービス第三者評価の受審促進	国や埼玉県が進める福祉サービス第三者評価について、市内事業者の受審を促進します。
介護人材の確保	不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、ヘルパー研修や、国・県等の人事情報の発信・収集等を図り、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。
業務の効率化	国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用を進め、介護分野の文書に係る負担軽減を図ります。

(3)介護保険事業の情報の提供

介護サービス情報の公表制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表」制度の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発と利用者に対する情報提供を行います。 ア. 市民に対する制度の普及啓発 広報はすだ、本市ホームページ、本計画ダイジェスト版の配布など、多様な情報媒体を活用し、積極的に制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。 イ. 利用者に対する情報提供 利用者が、適切にサービスを選択できるよう、介護サービス事業者に関する情報を迅速かつ的確に提供していきます。

(4)災害・感染症に対する備えの検討

災害に対する備えの検討	介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。 また、介護サービス事業所で策定した災害に関する事業継続計画(BCP)に基づく訓練の実施等を支援します。
感染症に対する備えの検討	介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行います。 また、介護サービス事業所で策定した感染症に関する事業継続計画(BCP)に基づく訓練の実施等を支援します。

4 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

(1)自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されています。

各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行います。

本市では、第8期計画期間の実績及び評価結果（インセンティブ等）についてはPDCAに基づいた評価を行い、高齢者福祉計画等策定委員会において報告するほか、市ホームページにおいて公表します。

(2)自立支援、介護予防・重度化防止の推進

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等

高齢者の心身の多様な課題に応じてきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者に対する保健事業については、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する体制が整えられました。

今後は、保健・医療部門との連携を図りながら、高齢者の疾病の重症化予防と、介護予防の一体的な実施を「通いの場」などを活用しながら取り組みます。

② リハビリテーション指標の設定

本市では、要介護・要支援者が必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する維持期（生活期）リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制の構築をめざします。

第9期計画においては、次のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた取組の見直しを行います。

■ストラクチャー指標

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション(か所)	2	3	3	3	3	3
通所リハビリテーション(か所)	2	2	2	2	2	2
介護老人保健施設(か所)	2	2	2	2	2	2

※ 介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の状態像等を表す指標。

※ 事業所数は、年度中に1回以上サービス提供実績のある市内の施設・事業所数。

■プロセス指標

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション(%)	2.83	3.26	3.36	3.49	3.53	3.57
通所リハビリテーション(%)	12.98	12.16	12.17	12.16	11.97	12.03
介護老人保健施設(%)	6.42	6.08	5.97	5.50	5.34	5.19

※ 介護サービス提供施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動、事業所や施設間の連携体制を測る指標。

※ 「利用率」は、サービス受給者数の最新月までの総和を認定者数で除した後、当該年度の月数で除した数。

※令和5年度は見込み値

③ 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金は、各保険者が行う自立支援・重度化防止の取組を評価し、国で設定した評価指標の達成状況に応じ配分されるものです。交付金は、地域支援事業等における第1号被保険者保険料負担分に充当することとされています。

第9期計画期中においては、これらの交付金等を活用し、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進します。

④ 自立支援及び重度化防止等施策の目標設定と達成状況の評価

第9期計画においては、次のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の見直しを行います。

■高齢者の自立支援及び重度化防止に関する目標

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防事業の参加率(%)	4	4.9	5	5	5	5
自立支援型地域ケア会議検討延べ件数(件)	20	19	20	20	20	20

※令和5年度は見込み値

資料編

1 蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会条例

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する介護保険事業計画（次条において「高齢者福祉計画等」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 高齢者福祉計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画等に基づく施策の進捗状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者福祉計画等の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 医療又は福祉に携わる者
 - (3) 社会福祉事業又は活動に携わる者
 - (4) 公募に応じた介護保険の被保険者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(蓮田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 蓮田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成元年蓮田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成22年12月22日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿

選出区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者	蓮田市議会	深田 康孝	
	埼玉県東部中央福祉事務所	山下 貴宏	
医療又は福祉 に携わる者	蓮田市医師会	鷺谷 敦	
	老人福祉施設・老人保健施設	早川 正輝	委員長
	蓮田市介護支援専門員連絡会	中村 麻美	副委員長
社会福祉事業 又は活動に携 わる者	蓮田市社会福祉協議会	橋本 佳典	
	蓮田市民生委員・児童委員協議会	長谷部 糸み子	
	蓮田市老人クラブ連合会	萩原 建作	
	蓮田市健康づくり推進協議会	杉原 峰子	
公募による介 護保険の被保 険者	公募	吉岡 良子	

3 策定経過

年月	事項	主な内容
令和4年 8月4日	令和4年度 第1回蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選出 ・「高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画」における「令和3年度進行管理調書」について（報告）
11月10日	第2回蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の概要について ・アンケート調査の内容について
令和5年 3月23日	第3回蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書」について（報告） ・今後のスケジュール
9月28日	令和5年度 第1回蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・蓮田市高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画における令和4年度の進行管理調書について（報告） ・蓮田市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画（素案）のうち 第1章～第5章について ・今後のスケジュールについて
11月14日	令和5年度 第2回蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・蓮田市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画（案）について

4 用語一覧

	用語	説明
あ	エイジレス社会	年齢に関わらず、全ての人が意欲や能力に応じて活躍できる社会のこと。
か	学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。
	ケアプラン	介護を必要とする利用者本人の状況や家族状況、希望等をふまえ、利用者に対する支援の方針や提供される介護サービスの内容などをまとめた「介護サービス計画書」のこと。
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるように、ケアプランの作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う専門職。
	健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
	言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションに問題がある人に、訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職。S T (Speech-Language-Hearing Therapist) とも呼ばれる。
さ	作業療法士	体や精神に障がいのある人がその心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰できるように、食事、歯みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行う専門職。O T (Occupational Therapist) とも呼ばれる。
	新型コロナウイルス感染症	コロナウイルスのひとつ「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)」による感染症。
	生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。日本人の死因上位を占める、がん、心臓病、脳卒中は生活習慣病に含まれる。
	生活の質	生活の質とは、その人にとっての「人間らしい生活」「自分らしい生活」を送れるようにすることをめざした医療の考え方。QOL (Quality Of Life) ともいう。
た	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることをめざした、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
は	はすびい元気体操	埼玉県の「地域づくりによる介護予防推進支援事業」に基づいて、平成 27 年度から行っている、おもりを使った誰でも簡単にできる体操。
	バリアフリー化	高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する取組。
	保健師	地域住民の保健指導や健康管理、乳幼児健診などを行う専門職。

	用語	説明
や	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用できることを想定したデザインや考え方。
ら	理学療法士	身体に障がいのある人等に対して、座る、立つ、歩くなどの基本動作能力の回復や維持、悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した生活を送れるよう支援する専門職。P T (Physical Therapist) と呼ばれる。
A	ACP	将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組みのこと。A C P (Advance Care Planning) の略。
	AED	自動体外式除細動器のこと。心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。A E D (Automated External Defibrillator) の略。
	I C T	通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。I C T (Information and Communication Technology) の略。